

令和2年8月1日付け 2水管第886号
水産庁資源管理部長通知
改正：2水管第1701号
令和2年12月1日
改正：3水管第1196号
令和3年8月2日

中西部太平洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業者の操業遵守事項について

1. はじめに

- (1) 漁業法（昭和24年法律第267号）第36条第1項に基づく農林水産大臣の許可を受けて漁業を営む者（以下「大臣許可漁業者」という。）は漁業及び労働に関する法令を遵守して操業しなければなりません。これらの法令に違反すると、司法処分又は行政処分を受ける可能性があります。
- (2) この遵守事項には特に関係する漁業関係法令（令和3年8月2日現在）を中心に記載しかつお・まぐろ漁業者の方々に漁業関係法令の理解の促進と遵守の徹底を図り、もって、この漁業による継続的な操業を確保するための操業規範となるよう編集したものです。
- (3) なお、ここでは極力平易な言葉を使用しています。実際の操業に際しては漁業法、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）といった法令の原典も併せて参照してください。
- (4) また、令和3年8月2日以降に法令等の改正を行った場合、随時、この遵守事項を改正し通知しますが、遵守事項の改正を待たずに法令等が改正される場合がありますので、この遵守事項以外の通知にも注意してください。

(用語の定義・略語)

用語・略語	内容
許可省令	漁業の許可及び取締り等に関する省令
かつお・まぐろ漁業	操業区域が小型又は近海以外の動力漁船により、浮きはえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業
まぐろはえ縄漁業 (LL)	かつお・まぐろ漁業のうち、浮きはえ縄を使用する漁業。LLと略語する。
かつお釣り漁業 (PL)	かつお・まぐろ漁業のうち、釣りを使用する漁業。PLと略語する。
中西部太平洋条約海域	西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約（平成17年条約第9号）第3条1に規定する海域（別添1）
東部太平洋条約海域	全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約（昭和45年条

	約第16号)第3条に規定する海域(別添1)
南極海洋生物資源保存条約海域	南極の海洋生物資源の保存に関する条約(昭和57年条約第3号)の海域(南は南極大陸、北は次の線で囲われた全ての水域を言う。この線は南緯50度・西経50度の地点から東へ東経30度まで、そこから北へ南緯45度まで、そこから東へ東経80度まで、そこから南へ南緯55度まで、そこから東へ東経150度まで、そこから南へ南緯60度まで、そこから東へ西経50度まで、そしてそこから北へ出発点まで戻る線)

2. 遵守事項

漁業の許可等

(1) 漁業の許可

かつお・まぐろ漁業を営もうとする者は船舶ごとに農林水産大臣の許可を受けなければなりません。許可を得ずに操業した場合は、無許可操業となり漁業法で重い処分を受けることとなります。許可を受けた後に、貸渡し等により当該許可証に記載された船舶の使用権を失った場合には許可は失効となるので注意してください。

(参照法令) 漁業法第36条第1項、同法第190条第3号など

(2) 制限措置の遵守

許可証に記載された許可の制限措置(船舶の総トン数、漁業の種類その他の漁業の方法等)と異なる操業をすると違反になります。制限措置と異なる内容で漁業を営もうとする場合には、あらかじめ農林水産大臣の許可が必要です。なお、かつお・まぐろ漁業の場合、原則として、「釣り」と「浮きはえ縄」の間の漁業の方法の変更は認めていません。

(参照法令) 漁業法第47条、同法第190条第4号など

(3) 条件の遵守

許可の制限措置の他に、漁業調整や地域漁業管理機関との関係等操業上の諸問題を未然に防止する必要から、条件(許可証に記載)を課しています。この条件に違反して操業すると漁業法で重い処分を受けることとなります。また、許可発給の際だけでなく、その後に条件を付す場合があります。この場合、あらかじめ大臣許可漁業者宛てに条件の内容を通知するので注意してください。

(参照法令) 漁業法第44条第1項、同法第190条第5号など

使用船舶に関する遵守事項

(4) 船舶の適格性の遵守

使用する船舶は居室の大きさ等一定の設備基準を満たす必要があります。適用される基準は船舶の建造年月日等により異なります。

(参照法令) 漁業法第41条第1項第5号、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第6条に基づき、総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件(平成19年7月25日農林水産省告示第960号)

(5) 船舶表示

ア 船舶の塗装の遵守

かつお・まぐろ漁業者は使用する船舶の船橋の周囲を1mの幅で帯状に朱色で塗装しなければなりません。許可が効力を失い又は取り消された場合には、速やかにこの塗装を消さなければなりません。

(参照法令) 許可省令第56条

イ 国際信号符字の表示の遵守

中西部太平洋条約海域の公海で航行、操業又は漂泊する場合には、許可船舶の外部に国際信号符字(コールサイン)を表示しなければなりません。具体的には次のとおりです。

表示する場所	表示する大きさ
船体の両げん側又は船橋の両側面	縦1m以上
甲板上	縦0.3m以上

(参照法令) 許可省令第63条で準用する同省令第35条

関係書類の備付けに関する遵守事項

(6) 許可証の備付けの遵守

許可船舶内には許可証の原本を備え付けておかなければなりません。なお、現在有効の許可については、英文の許可証明書(許可証)の交付を行いますのでこれも併せて備え付けてください。

(参照法令) 許可省令第21条、公海等で操業する漁業者の漁業許可に係る英文許可証明書の発給に関する取扱要領(令和元年6月12日付け元水管第166号水産庁長官通知)

(7) 国際信号書の備付けの遵守

中西部太平洋条約海域の公海で航行、操業又は漂泊する場合には、国際海事機関が採択した最新の国際信号書の写しを許可船舶に備え付けておかなければなりません。

(参照法令) 許可省令第63条で準用する同省令第34条

(8) 操業日誌の備付けの遵守

許可区域で操業するときは、農林水産大臣が指定した要件を満たす操業日誌に必要事項を記載し、許可船舶内に備え付けなければなりません。なお、操業日誌の様式は別添2のとおりです。記入にあたっては、手書きの場合は水産庁から配付する冊子版を使用し、電子版は水産庁から配付するエクセルファイルの様式を使用してください。

(参照法令) 許可省令第26条、操業日誌の記載義務について海域、記載時期及び記載事項を定める件(平成19年7月25日農林水産省告示第965号)

(9) みなみまぐろ年次漁獲割当量設定通知書の所持

みなみまぐろの年次漁獲割当量の設定を受けた漁業者は、当該年次漁獲割当量設定通知書の原本を所持するとともに、その写しを設定を受けた船舶の船内に保管し、漁業監督官から要求があったときは、これらを提示しなければなりません。

操業位置の報告

(10) 衛星船位測定送信機(VMS)

ア 備付け及び常時作動の遵守

かつお・まぐろ漁業に従事する漁船は、衛星船位測定送信機(以下「VMS」という。)を船舶内に備え付け、公海又は外国の管轄水域で操業し、又は航行する場合には常時作動させ、海域ごとに定められた方法で漁船の位置情報を水産庁VMSに送信する必要があります。中西部太平洋条約海域においては、6時間ごとに記録した船舶の位置を1日に1回以上水産庁VMSに報告しなければなりません。

(参照法令) 漁業法第52条第2項、許可省令第15条、衛星船位測定送信機に関する位置報告等実施要領(令和2年12月1日付け2水管第1592号水産庁長官通知)

イ VMSが故障した場合の水産庁及び事務局への報告

VMSの故障により漁船の位置情報の送信ができなくなった場合は、速やかに、その旨を別添3-1により水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業班(以下「かつお・まぐろ漁業班」という。)宛てに報告してください。また、浮きはえ縄を使用するものは別添3-2の7により、釣りを使用するものは別添3-2の8によりFAX等で故障等が生じた日から復旧するまでの間、毎日4回、6時間ごと(日本時間で0時、6時、12時及び18時)の漁船の位置情報をかつお・まぐろ漁業班宛てに報告するとともに、別添3-3により、中西部太平洋まぐろ類委員会(以下「WCPFC」という。)事務局宛てに報告しなければなりません。

また、故障したVMSは寄港時に速やかに修理し、別添3-1により修理の状況を報告するとともに、修理を行ったことが確認できる書類(業者が発効する請求書等)をあわせて報告してください。

(参照法令) 衛星船位測定送信機に関する位置報告等実施要領(令和2年12月1日付け2水管第1592号水産庁長官通知)

ウ 特定機種の使用制限

WCPFCの決定に基づき、中西部太平洋条約海域においては、VMSについて、Argosの特定機種(FVT、MARGE、MARGE V2、

MAR GE V3) を購入、設置又は移転することはできません。ただし、2017年12月時点で既にArgosを搭載していた漁船については、2022年12月末日まで使用が認められています。

漁獲量等の報告

(11) 操業日誌又は漁獲成績報告書の提出

航海中は毎日操業日誌に必要事項を記載し、操業日誌又は漁獲成績報告書を以下の提出期限までに農林水産大臣（送付先：かつお・まぐろ漁業班）宛てに提出しなければなりません。

なお、操業日誌を漁績WEBシステム (<https://maffsys.dc.affrc.go.jp>) で提出する場合、水産庁から配布するエクセルファイルを使用してください。提出の方法については、漁績WEBシステムによる操業日誌の提出マニュアル（別添4）を参照してください。

漁業種類	提出期限
まぐろはえ縄漁業	毎月10日、20日及び末日までに提出しなければなりません。
かつお釣り漁業	陸揚げ後10日以内に提出しなければなりません。

（参照法令）漁業法第52条第1項、許可省令第14条及び第26条、漁業の許可及び取締り等に関する省令第14条第3項の農林水産大臣が定める大臣許可漁業における資源管理の状況等の報告書の提出期限及び様式を定める件（令和2年11月16日農林水産省告示第2232号）、操業日誌の記載義務について海域、記載時期及び記載事項を定める件（平成19年7月25日農林水産省告示第965号）

(12) 混獲生物等の情報の提出

混獲生物（海亀、海鳥）又は利用しない魚類（マグロ・カジキ類、サメ類）を捕獲した場合には操業日誌の一部である「混獲生物等の情報」に必要事項を記入し報告しなければなりません。記載方法は下表のとおりです。

種類	記載方法
混獲生物（海亀、海鳥）	「カメ類」又は「鳥類」の欄に種ごとに上段に総混獲数、下段にその生存数（甲板上に引き揚げた時に生存していたもの）を記入しなければなりません。 混獲が全くない場合は0（ゼロ）を記入し、様式中に記載した種以外の種を混獲した場合又は混獲した種が不明の場合は、「その他の鳥類（カメ類）及び不明」の欄に記入しなければなりません。
利用しない魚類（マグロ・カジキ類、サメ類）	放流又は投棄（船内消費を含む）した魚類は「マグロ・カジキ類」又は「サメ類」の欄に尾数（上段）及

び魚種NO（下段）を記入しなければなりません。

（参照法令）許可省令第26条、操業日誌の記載義務について海域、記載時期及び記載事項を定める件（平成19年7月25日農林水産省告示第965号）

(13) みなみまぐろの漁獲量報告

みなみまぐろの操業を開始した場合には、船舶の概要をFAXにより提出するとともに、当該みなみまぐろ操業を終了するまでの間、漁獲の有無にかかわらず、毎日ミナミマグロ即時漁獲情報調査計画（RTMP）報告書をFAX又は電子メールにより送信してください。

【船舶の概要及びRTMP報告書の送信先】

一般社団法人漁業情報サービスセンター宛て

FAX：03-5547-6560

電子メール：rtmp-staff@jafic.or.jp

また、みなみまぐろを採捕したときは、その都度、プラスチックタグ等を使用することにより、船舶の信号符字及び採捕の順序を示す番号（順序を示す番号については、本年度の漁期開始から終了まで通し番号を使用してください。）を表示する必要があります。

詳細は、「ミナミマグロ遵守事項」を参照してください。

（参照法令）許可省令第58条

中西部太平洋条約海域での航行又は操業上の義務等

(14) 聴取義務

中西部太平洋条約海域のうち公海においては常時2,182キロヘルツ又は156.8メガヘルツの周波数を常時傍受しなければなりません。

（参照法令）許可省令第63条で準用する許可省令第36条

(15) 漁具等の格納等

中西部太平洋条約の締約国である外国の管轄水域を許可船舶で航行する場合には、漁具又は漁ろう装置を格納又は収納しなければなりません。ただし、条約締約国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により航行する場合は必要ありません。

（参照法令）許可省令第63条で準用する許可省令第37条

(16) WCPFCオブザーバーの乗船（LL）

中西部太平洋条約海域で操業等を行う場合であって、農林水産大臣がWCPFCオブザーバーの乗船を命じた場合は乗船させなければなりません。WCPFCオブザーバーは、WCPFCで取り決められた措置の実施状況の調査や、資源管理や資源評価のための科学データ収集を行います。

また、中西部太平洋条約に基づくオブザーバーの保護に関する保存管理措置を遵守しなければなりません。

(参照法令) 漁業法第44条、許可省令第63条で準用する許可省令第38条

操業に関する制限

(17) 漁獲量の上限

漁獲するまぐろ類には地域漁業管理機関の決定に基づき、魚種別・海域別に漁獲量の上限が設定されています。

(参照法令) 許可省令別表第4(第23条関係)など

中西部太平洋条約海域においては、現在めばち、南めかじき、きはだ及びかつおについて以下の漁獲量の上限が設定されています。この上限に達した場合、農林水産大臣が期間を定め、採捕を禁止する場合があります。

漁業種類	魚種	漁獲量の上限
かつお・まぐろ漁業(許可省令第2条第12号)のうち ちはえ縄によるもの	めばち(2021)	18,265トン
	南めかじき	588トン
かつお・まぐろ漁業のうち 釣りによるもの	めばち、きはだ、かつお	左3魚種の漁獲量の合計が 114,573トン

また、令和4年1月1日以降は、南めかじきについて、上記の許可省令別表第4の採捕禁止期間の設定に係る規定が廃止され、以下のとおり漁業法に基づく漁獲可能量による管理が行われます。

【令和4年1月1日以降の措置】

令和3年6月に中西部太平洋条約海域における南めかじきが、「めかじき(南西太平洋海域)」として資源管理基本方針(令和2年10月15日農林水産省告示第1982号)における特定水産資源(漁獲可能量による管理を行う魚種)に追加されたことに伴い、令和4管理年度(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間をいう。)より、漁獲可能量(TAC)等が設定され、漁業法の規定に基づき、漁獲量の総量の管理が開始されます。令和4管理年度の漁獲可能量等は、管理年度の開始前に告示によって公表しますので、数量は当該告示を参照ください。

当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量の85%を超えるときを基準として、当該特定水産資源の漁獲量の推移に応じて、農林水産大臣は、当該漁獲量の総量及び大臣管理漁獲可能量に対する当該特定水産資源の漁獲量の総量の割合を公表します。

また、当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量の90%を超えたときを目途に、農林水産大臣が当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導することがあります。

さらに、当該特定水産資源の漁獲量の総量が大臣管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合、農林水産大臣が採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をすることがあります。

(参照法令) 漁業法第15条、第31条、第32条及び第33条、資源管理基本方針別紙2-27、「大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」(令和2年10月30日2水管第1491号水産庁長官通知)

(18) みなみまぐろの漁獲に関する制限

みなみまぐろについては、みなみまぐろ保存委員会(以下「CCSBT」という。)において日本へ配分された漁獲枠を基に漁獲可能量(TAC)を設定した上で、漁業者別・船舶別に、漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定を行っており、船舶ごとに設定された年次漁獲割当量を超えてみなみまぐろを漁獲することはできません。

また、みなみまぐろの年次漁獲割当量の設定を受けた者以外の者が本種を採捕することは禁止されています。

みなみまぐろの漁獲割当割合申請手続及び操業規制については「ミナミマグロ遵守事項」を参照してください。

(参照法令) 漁業法第17条、第19条、第21条第1項、第22条第1項、第25条など

(19) 操業区域の制限

かつお・まぐろ漁業者は歯舞諸島、色丹島、国後島又は択捉島の周辺水域での操業は禁止されています。

(参照法令) 許可省令別表第4(第23条関係)かつお・まぐろ漁業の項第1号

(20) 外国の法令の遵守

外国の領海又は排他的経済水域において操業する場合には、当該管轄国の入漁許可を得た上で、当該国の法令を遵守しなければなりません。

(参照法令) 許可省令第106条

(21) 南極海洋生物資源保存条約(CCAMLR)

南極海洋生物資源保存条約海域に立ち入る場合には、同条約に定められた保存管理措置をすべて遵守しなければなりません。

(22) 混獲回避のための漁具制限(LL)

まぐろはえ縄漁業者が使用する漁具は、地域漁業管理機関の決定に基づき、海亀、さめ又は海鳥の混獲を回避するために海域別に漁具の制限がされています。なお、外国の領海又は排他的経済水域において操業する場合は、以下の規定と異なる場合がありますので、当該国の法令等の規定について十分にご注意ください。

(参照法令) 許可省令第57条、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第

56条の2（同令第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件（平成26年7月1日農林水産省告示第867号）

ア 北緯23度以北の海域における海鳥の偶発的捕獲の回避

中西部太平洋条約海域のうち北緯23度以北の海域で操業する場合、全長24メートル以上のはえ縄漁船は、以下の海鳥混獲削減措置のうち二以上の種類の漁具を使用し、かつ、（ア）から（エ）までのうち一以上の種類の漁具を使用しなければなりません。ただし、（ア）若しくは（オ）の漁具を使用する場合又は（ウ）の漁具を幹縄を中心として両側に設置する場合は、二種類の漁具を使用したものとみなします。

また、全長24メートル未満のはえ縄漁船は、以下（ア）から（オ）までの海鳥混獲削減措置のうち、一以上の種類の漁具を使用しなければなりません。

- （ア）舷側吹流し装置及び加重枝縄を併用した舷側投縄
- （イ）夜間投縄
- （ウ）吹流し装置（標準型）又は吹流し装置（軽量型）
- （エ）加重枝縄
- （オ）鈎覆い装置
- （カ）青色染色餌
- （キ）投縄機
- （ク）残さ排出管理

イ 南緯30度以南の海域における海鳥の偶発的捕獲の回避（LL）

中西部太平洋条約海域のうち南緯30度以南の海域で操業する場合、以下の海鳥混獲削減措置を使用しなければなりません。

- （ア）以下の海鳥混獲削減措置のうち少なくとも二種類の漁具を使用。
 - （i）夜間投縄
 - （ii）吹流し装置
 - （iii）加重枝縄
- （イ）鈎覆い装置

ウ 南緯25度以南から南緯30度以北の海域における海鳥の偶発的捕獲の回避

中西部太平洋条約海域のうち南緯25度以南から南緯30度以北の海域で操業する場合は、以下の（ア）から（ウ）までの海鳥混獲削減措置のうち一以上の種類の漁具を使用しなければなりません。ただし、（ア）の漁具については、漁船の全長が35メートル以上の場合は標準型の吹流し装置、漁船の全長が35メートル未満の場合は軽量型の吹流し装置を使用しなければなりません。

- （ア）吹流し装置
- （イ）加重枝縄
- （ウ）鈎覆い装置

エ さめ

中西部太平洋条約海域においては、次に掲げるいずれかの要件を満たさなければなりません。

(ア) ワイヤー製の枝縄又ははりすを所持しないこと。

(イ) 浮玉又は浮縄と枝縄とを接続しないこと。

オ 海亀

中西部太平洋条約海域において操業する場合は、隣接する浮玉間の鈎の数が5以下である浮きはえ縄を使用して操業する場合、以下の措置のうちいずれかを使用しなければなりません。

(ア) ねむり鈎（形状が円形又は楕円形であって、鈎先が鈎軸に対して垂直であり、ひねりが10度以下であること。）

(イ) 餌魚

また、WCPFCの決定に基づき、ラインカッター、針はずし及びたも網を船上に備え付け、海亀が捕獲された場合又は縄に絡まった場合は、必要に応じてこれらの器具を使用し、速やかに放流してください。

(23) さめ等に関する操業制限（LL）

まぐろはえ縄漁業者によるさめに関する操業は地域漁業管理機関の決定に基づき、以下の事項について制限されています。

ア 漁獲したさめの全量保持

漁獲したさめは、その一部を国外で陸揚げした場合を除き、全ての部位（頭部、内臓及び皮を除く。）を投棄することなく、陸揚げまでの間、船上において所持しなければなりません。また、当該さめ（インド洋協定海域及び中西部太平洋条約海域において採捕したもの（インド洋協定海域においては、船上において冷凍保存するものを除く。））を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持しなければなりません。

ただし、中西部太平洋条約海域では、次のいずれかの代替措置を講じている場合は、魚体とひれを切り離して保管しても差し支えありません。

(ア) 個々のさめ魚体とその魚体に対応する全てのひれを同一の袋に保管している場合。

(イ) 個々のさめ魚体とその魚体に対応する全てのひれを縄又はワイヤーで結びつけて保管している場合。

(ウ) 個々のさめ魚体とその魚体に対応する全てのひれに識別番号（さめの個体を識別するための個別番号）を記載した札を取り付けた上で、

(a) これらを船内の同じ魚そうに保管する場合

(b) さめ魚体とその魚体に対応する全てのひれを船内の違う魚そうに保管し船長が、その保管場所を示す記録若しくは操業日誌を保管する場合

(参照法令) 許可省令第62条、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第60条の2の2第2号ただし書の規定に基づき、同号の農林水産大臣が別

に定めて告示する場合を定める件（令和2年10月20日農林水産省告示第2021号）

イ 特定魚種の採捕禁止

中西部太平洋条約海域においてはよごれ、くろとがりざめ及びいとまきえい科の採捕が禁止されています。

なお、これらのさめ類やいとまきえい科が漁具にかかった場合は、WCPFCで定められたガイドラインに従い、可能な限り傷つけないようにしつつ、生存放流に努め、船上には保持しないでください。放流したよごれ及びくろとがりざめについては、上記（12）に従い、操業日誌（別添2）の一部である「混獲生物等の情報」の「その他のサメ類」の欄に尾数（上段）及び魚種NO（下段）を記載しなければなりません。

（参照法令）許可省令別表第4（第23条関係）

漁獲物の転載・陸揚げに関する制限

（24）漁獲物の転載・陸揚げの制限

かつお・まぐろ漁業者は漁獲物又はその製品を港内並びに洋上において転載又は国外陸揚げする場合には、地域漁業管理機関の決定に基づき、一定の制限を受けます。また、転載又は国内並びに国外陸揚げする場合、事前及び事後に所定の様式により、水産庁資源管理部国際課清水事務所（以下「清水事務所」という。）に報告しなければなりません。

詳細は「かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の転載制限及びかつお・まぐろ漁業の漁獲物等の陸揚げ又は転載の届出に係る取扱要領（以下「陸揚げと転載に係る取扱要領」という。）」を参照してください。

また、みなみまぐろの転載及び陸揚げについては、「ミナミマグロ遵守事項」も参照してください。

（参照法令）許可省令別表第8（第59条関係）、第60条及び第61条、遠洋かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋条約海域において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を指定する件（平成29年6月21日農林水産省告示第974号）、陸揚げと転載に係る取扱要領

ア 国外陸揚げを行う場合

国外陸揚げ等報告書（別添5）を当該陸揚げを行う10日前までに、郵送、FAX又は電子メールで清水事務所宛てに提出するとともに、陸揚げ後10日以内に、水揚げ仕切り書の写し等を郵送、FAX又は電子メールで清水事務所宛てに提出してください。

（参照法令）許可省令第60条及び第61条、陸揚げと転載に係る取扱要領

イ 国外の港内で転載する場合

登録運搬船に転載するとともに、国外陸揚げ等報告書（別添5）を当該転載を行う10日前までに郵送、FAX又は電子メールで清水事務所宛てに提出し、同報告書の写しを船内に保持してください。また、当該転載後15日以内に、転載申告書（別添6）を郵送、FAX又は電子メールで清水事務所

宛てに提出してください。

なお、みなまぐろ又はその製品の場合は港内転載できる港に制限があります。詳細は「ミナミマグロ遵守事項」を参照してください。

(参照法令) 許可省令別表第8 (第59条関係)、同省令第61条、陸揚げと転載に係る取扱要領

ウ 洋上転載する場合

地域漁業管理機関が派遣したオブザーバーが乗船する登録運搬船に転載するとともに、国外陸揚げ等報告書(別添5)を当該転載を行う10日前までに郵送、FAX又は電子メールで清水事務所宛てに提出してください。清水事務所で、同報告書につき確認・署名した後、国内の登録住所宛てにFAX又は電子メールで返送しますので、漁船へ転送し船内に保持するとともに、転載時に当該オブザーバーから提示を求められた際に提示してください(同報告書は漁船が転載の許可を有することを証明する書類となります。)

また、当該転載後15日以内に、転載申告書(別添6)を郵送、FAX又は電子メールで清水事務所宛てに提出してください。東部太平洋条約海域と重複する海域で転載する場合は、WCPFC及びIATTC(全米熱帯まぐろ類委員会をいう。以下同じ。)の両機関が派遣したオブザーバーが乗船する必要があります。

なお、大西洋くろまぐろの洋上転載は禁止されています。

加えて、東側ポケット公海(クック諸島EEZ、仏領ポリネシアEEZ及びキリバスEEZに囲まれた公海)(別添7-1及び別添7-2)における洋上転載は禁止されています。

(参照法令) 許可省令別表第8 (第59条関係)

洋上転載時においては、地域漁業管理機関から派遣された洋上転載オブザーバーが、運搬船から漁船に乗船し、漁船内に備えておくべき書類や船名、コールサイン等が正しく表示されているか等について確認を行いますので十分ご注意ください。

特に、操業日誌は、洋上転載オブザーバーから差し替え可能との指摘を受けないよう冊子版又は電子版の様式を使用してください。

また、その際、オブザーバーと漁船側で交わされたやり取り、オブザーバーの行動等について出来るだけ詳細にメモを残しておくとともに、検査終了時には、可能な限り洋上転載オブザーバーから検査結果案を入手する等、後日何らかの指摘等があった際に検証ができるようにしてください。

エ 国内陸揚げを行う場合

国内陸揚げ予定報告書(別添8)を当該陸揚げの10日前までに郵送、FAX又は電子メールで清水事務所宛てに提出するとともに、当該陸揚げ後10日以内に水揚げ仕切り書の写しを郵送、FAX又は電子メールで清水事務所宛てに提出してください。

また、みなまぐろ又はその製品の場合は陸揚げできる港に制限があります。

なお、みなみまぐろについては、陸揚げにあたり漁業監督官が数量等を検査するので、検査を受ける際には当該漁業監督官の指示に従い、求めに応じて操業日誌等の必要書類を提出してください。詳細については「ミナミマグロ遵守事項」を参照してください。

(参照法令) 漁業法第128条第3項、許可省令第24条及び第61条、遠洋かつお・まぐろ漁業の許可を受けた者が大西洋条約海域において採捕するくろまぐろ若しくはみなみまぐろ又はこれらの製品の陸揚港を指定する件(平成29年6月21日農林水産省告示第974号)、陸揚げと転載に係る取扱要領

(25) 非登録船舶からの補給等の禁止

中西部太平洋条約海域(我が国EEZを除く)においては、WCPFCに登録された船舶からのみ、燃料、漁具その他漁業用資材の補給ができます。

(参照法令) 漁業法第44条第1項

取締り・検査

(26) 漁業監督官による取締り

水産庁の漁業監督官は職権により、操業中、漁獲物の陸揚げの際に検査を行うことがあるので、当該漁業監督官の指示に従わなければなりません。

(参照法令) 漁業法第128条第3項

(27) 外国政府取締船による公海洋上臨検

国連公海漁業協定及びICCAT(大西洋まぐろ類保存国際委員会をいう。)、IATTC、WCPFC、IOTC(インド洋まぐろ類委員会をいう。)、CCSBTの締約国の検査官は公海の洋上で臨検する権限があり、これを拒んではなりません。

(参照法令) 漁業法第44条第1項に基づく条件

【中西部太平洋条約海域の場合】

ア 検査官乗船前の注意事項

(ア) 航跡図(プロッター)は消去しないでください。

(イ) 操業中及び航行中を問わず常時レーダー等により周囲の船舶の航行に注意してください。

(ウ) 取締船が接近してきたときには、WCPFC取締旗(別添9-1)の有無を確認し、その旗を認めた場合には、乗船検査の可能性があることから、漁具、装置、設備、漁獲物の検査、漁業許可証、操業日誌等の閲覧を受ける準備をしてください。

(エ) WCPFC取締船より、停船命令(国際信号旗[L]の掲揚、音響信号の発信等)及びVHF16チャンネル又は2,182KHz(HF)により呼び掛けを受けた場合は、乗船検査対象となったことを意味するので、操業、航行等をできるだけ速やかに中断し、先方の指示に従って

ください。

(オ) 取締船から乗船検査の実施の連絡があった場合には、迅速かつ安全な乗船を確保するために必要な設備（縄ばしご等）を用意し、取締官の乗船に備えてください。

イ 乗船検査中の注意事項

(ア) 検査官の身分証明書を確認するとともに、検査終了後、検査官から仮報告書が手交されるのでその写しを確保してください（※検査官は漁船に対し乗船検査の仮報告書を提供しなければならないことになっています）。

(イ) 重大な違反（別添 9-2）が発見されない限り、検査は 4 時間以内に終了することとなり、必要に応じその旨検査官に伝えてください。

(ウ) 乗船検査中、漁船は自国の関係者と連絡をとることが認められていますので、非常事態が発生した場合等は直ちに業界団体や水産庁に連絡を取ってください

(エ) 検査官が取締船の乗組員、取締船の当局及び漁船の当局と連絡を取る場合は、これに必要な便宜（VHF、インマルサット、無線機等）を供与してください。

(オ) 取締官の質問内容が理解不能な場合は、「多言語標準質問票」（別添 9-3）にある質問事項を先方に示し、質問の内容の正確な把握に努めてください。

(カ) 違反を指摘された場合、その理由を把握し、合理的にその内容を覆せる理由がある場合は、その説明に努めるとともに、それでも先方が納得しない場合には、異議ある旨を仮報告書に記載するよう求めてください。

(キ) 検査終了後、縄ばしご等を用意し、適宜検査官の下船を補助してください。

ウ 検査官下船後の注意事項

違反の指摘の有無にかかわらず、どのような検査が行われたか、公海乗船検査報告書（別添 9-4）を作成し、検査官から手交された仮報告書の写しとともに、かつお・まぐろ漁業班宛てに速やかに報告してください。特に違反を指摘された場合は、指摘された違反内容を含めて直ちに報告してください。

(28) みなみまぐろ等を運搬する場合における外国の港における港内検査

CCSBTの加盟国及び協力的非加盟国の港において、みなみまぐろ等を運搬する漁船等に対する港内検査が実施されています。当該検査においては、CCSBTの決議に基づき、寄港時における検査官の乗船受入れ義務、当該検査官による検査の受入れ義務等を履行する必要があります。詳細については「ミナミマグロ遵守事項」を参照してください。

その他の遵守事項

(29) 科学オブザーバー乗船の受入等

毎年実施する科学オブザーバーによる調査は、操業日誌の提出等では得られない生物学的情報等を得るものであり、正確な資源評価等を実施する上で必要不可欠なものとなっています。

この調査への協力は継続的な漁業を確保するためのものであり、積極的な協力とともに、オブザーバーが乗船している間は調査の妨げになる行動は厳に慎むようお願いいたします。なお、オブザーバーが死亡し、行方不明になり又は船外へ転落したと推定される場合に漁船が講じる対応等については、別添10のとおりとします。

(30) 中西部太平洋条約海域におけるデーターブイ破損・損傷の禁止

WCPFCの決定に基づき、データーブイから1マイル以内での意図的な操業又はデーターブイへの干渉（ブイやブイの固定ロープに漁船、漁具又は漁船の一部を結び付けることやブイのアンカーロープの切断等を含むが、これらに限らない。）を行わないでください。誤ってデーターブイへ漁具を巻きつけた場合は、傷つけることなく解くよう注意してください。

(31) 寄港国の検査官による港内検査への協力

WCPFCの決定に基づき、中西部太平洋条約海域におけるIUU漁業に従事している又はIUU漁業を支援する漁業関連活動を行っている疑いのある漁船の取締りのために、寄港国によって港内検査が実施される際には、寄港国の検査官による検査に協力してください。

(32) 海洋汚染防止のための措置

WCPFCの決定に基づき、「海洋汚染防止のための保存管理措置」が採択されたため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律を遵守してください。回収を意図して海中に投入される漁具を除くプラスチック類の排出等を行わないでください。

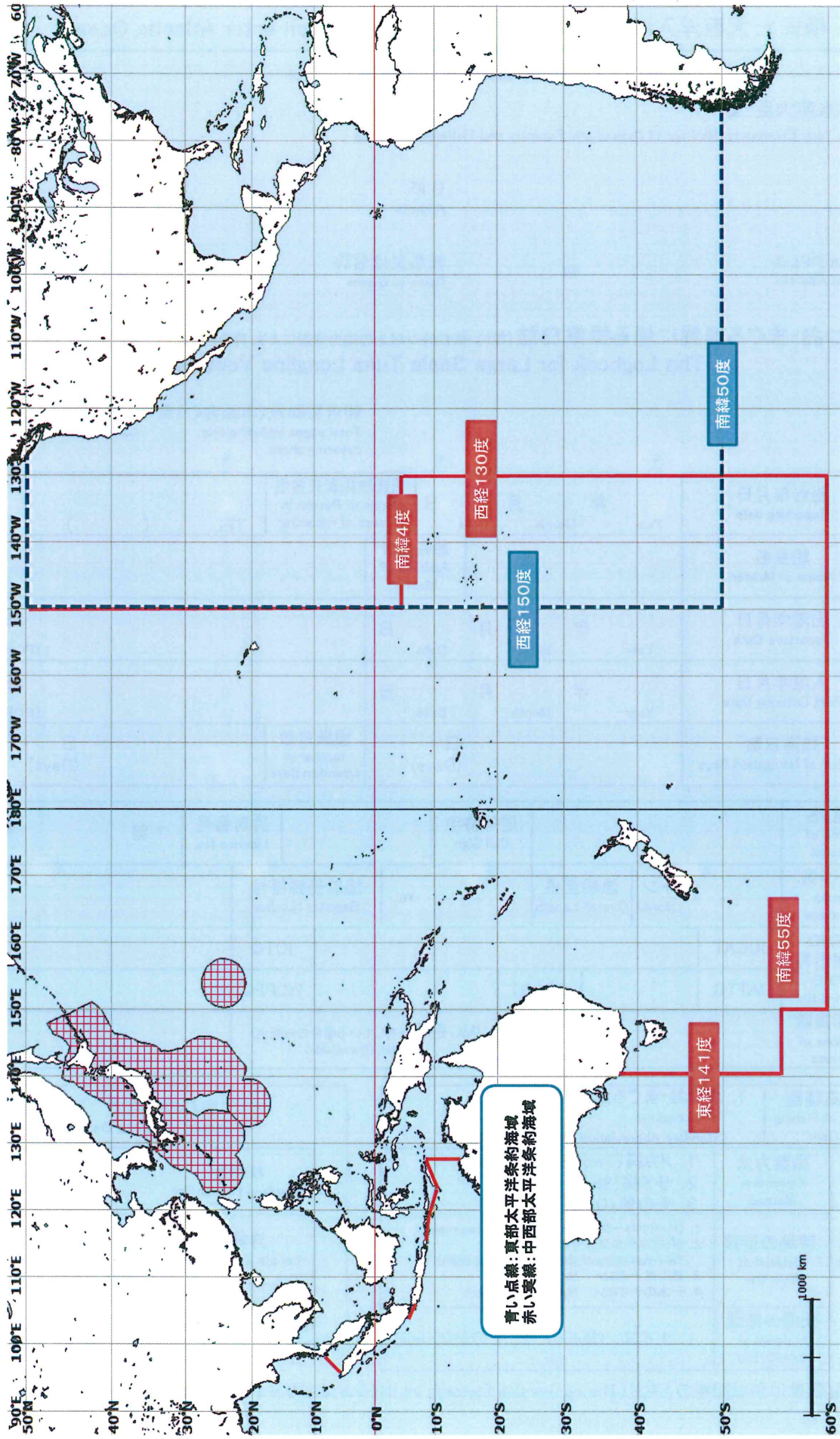
(33) 漁船登録に関する措置

WCPFCの決定に基づき、中西部太平洋条約海域で操業する全長が12m以上の動力漁船は、IMO番号を取得しなければなりません。

3. 問い合わせ（担当・連絡先）

内容	担当・連絡先
全般的な問い合わせ	水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業班 住所：〒100-8907 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号 電話：03-6744-2364 FAX：03-3591-5824

	電子メール：houkoku.katsuomaguro@maff.go.jp
(24) (漁獲物の転載又は陸揚げの制限)のうち、届出方法について	水産庁資源管理部国際課清水事務所 住所：〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9番1号 清水港湾合同庁舎6F 電話：054-351-0186 FAX：054-351-0187 電子メール：shimizujimusho@maff.go.jp



様式1:大西洋入域船用(Format 1: For vessels which enter Atlantic Ocean)

<本紙を含めて船上保持すること>

農林水産大臣 殿

ATTN: Your Excellency, Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

住所
Address

Eメールアドレス
E-mail Address

@

氏名又は名称
Name of Owner

かつお・まぐろ漁業に係る操業日誌(総トン数120トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。)

The Logbook for Large Scale Tuna Longline Vessels

報告書総数(本紙含む)全 枚
Total pages including this covering sheet

Table with reporting date, vessel name, departure/arrival dates, and navigation days.

Table with vessel details including name, call sign, license number, gross tonnage, and crew count.

Table detailing fishing gear types and materials, such as operation methods and rope materials.

Table detailing the dimensions of fishing gear, including branch line length and buoy line length.

* 換算係数は別紙記載のとおり(The conversion factor is as described in the attached paper.)

かつお・まぐろ漁業に係る操業日誌(総トン数120トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。)(The Logbook for Large Scale Tuna Longline Vessels)

Signature of Master
船長署名

Signature of Observer (if applicable)
オブザーバー署名(該当する場合)

Page
頁

船名 丸 許可番号 第 号 信号符号
年 月 [上旬(1~10日)、中旬(11~20日)、下旬(21日~月末)] 出港年月日 年 月 日

Table with columns for Date, Latitude/Longitude, Operation start/end time, Sea surface temperature, and Fish catch details (種類別漁獲量). Includes sub-tables for offloading location and weight.

*操業を行わなかった日については、正午位置を記載すること。
* Noon position must be recorded in case no operation is conducted during the day.

Table for fish catch details (魚種別漁獲量) with columns for species (まぐろ類, かつお, ぐすとろ, etc.) and weight/quantity.

魚種No.: 「10」:めじろざめ類(CCP), 「11」:よこれ(OCS), 「12」:くろとがりざめ(FAL), 「20」:おながざめ類(THR), 「21」:にたり(PTH), 「22」:はちわれ(BTH), 「23」:まおなが(ALV), 「30」:しゅもくざめ類(SPN), 「31」:いんどしゅもくざめ(EUB), 「32」:ひらしゅもくざめ(SPK), 「33」:しろしゅもくざめ(SPZ), 「40」:ねずみざめ類(MSK), 「41」:ねずみざめ(POR/LMD), 「80」:その他のさめ類(SKH)

使用した餌の種類No.: 「1」:魚のみ(Only fish), 「2」:イカのみ(Only squid), 「3」:魚・イカ混合(Fish and squid), 「4」:その他(Others)

混獲回避措置No.: 「0」:実施せず(Not implemented), 「1」:トリライン1本(Single tori-line), 「2」:トリライン2本(Double tori-line), 「3」:夜間投縄(Night setting), 「4」:加重枝縄(Weighted line), 「5」:舷側吹流し・加重枝縄を併用した舷側投縄(Side setting with a bird curtain and weighted branch lines), 「6」:青色染色餌(Blue-dyed bait), 「7」:投縄機(Deep setting line shooter), 「8」:水中投縄機(Underwater setting chute), 「9」:残さ排出管理(Management of offal discharge), 「10」:鉤覆い装置(Hook-shielding device), 「11」:ねむり鉤(Circle hook)

重量の把握方法は次のとおりとする。(製品重量)船上での重量実測・計数、(原魚重量)別添換算係数による推計
Means of weight measure are as follows: (Processed weight) Weighing on board and counting, (Round weight) Estimation by attached conversion factor

**「メカリング」は、リングのような形状をしたメカジキを対象とした漁具の一つです。メカリングは、つり鉤の代わりに枝縄に付けて使用されます。
** "Ring hook" is one of fishing gears targeting for swordfish, which looks like a ring. Ring hooks are attached to branch lines instead of hooks.

＜本紙を含めて船上保持すること＞

原魚重量への換算方法について Conversion Factors for Round Weight

原魚重量は以下の数式により計算すること。

Round weight is calculated by the formula below.

計算において、A及びBの値については以下の数値を用いること。

The values of A and B in the formula are as described in the box below.

原魚重量 (kg) = A × 製品重量 (kg) + B (kg) × 尾数

Round Weight (kg) = A × Processed Weight (kg) + B (kg) × Number of pieces

魚種名 (Species)	FAOコード (3A_CODE of FAO)	原魚換算係数 (Conversion Factors)	
		A	B
くろまぐろ	BFT/PBF	1.16	0
みなみまぐろ	SBF	1.15	0
びんなが	ALB	1	0
めばち	BET	1.13	0
きはだ	YFT	1.13	0
めかじき	SWO	1.33	0
まかじき	MLS/WHM	1.098	3.655
くろかじき	BUM	1.2	0
しろかじき	BLM	1.159	1.834
ばしょうかじき	SFA/SAI	1.2	0
ふうらいかじき	SSP	1.157	5.517
かつお	SKJ	1	0
よしきりざめ	BSH	2.1	0
ねずみざめ	POR/LMD	1.8	0
あおざめ	SMA/MAK	1.6	0
その他さめ類	- (Other Sharks)	1.2	0
がすとり	BUK	1.2	0
その他の魚類	- (Other fish)	1.2	0

【操業日誌の記載要領】

1. 操業日誌は別紙様式を表紙（1枚目）、別紙「原魚重量への換算係数について」を2枚目とし、以下時系列順に綴じた状態で船上保持すること。提出する場合も同様とすること。
2. 操業日誌は、当該旬が終了した日から10日以内に提出すること。ただし、中旬（毎月11日から20日までの期間を言う。）の操業日誌については、当該月の月末までに提出を行うこと。
3. Eメールアドレスの欄には、操業日誌の内容について連絡をとることが可能なEメールアドレスを記載すること。
4. 報告取扱責任者の欄には、操業日誌の作成責任者の氏名のほか、その者の連絡先として電話番号を必ず記載すること。
5. 出港年月日及び入港年月日の欄には、出入港した港の名称を必ず記載すること。
6. 航海日数及び操業日数の欄には、航海期間（出入港日を含む。）の日数及び操業日数の合計をそれぞれ記載すること。
7. RFMO登録番号の欄には、各地域漁業管理機関における登録番号を記載すること。登録番号を取得していない場合は「なし」と記入すること。
8. 乗組員数の欄には、外国人船員を含めた乗組員の総数を記載すること。
9. 操業日誌は、航海中毎日記載することとし、航海期間については、本邦又は外国の港を出港した日から次の港（外国の地を含む。）に入港した日までの間とする。
10. 操業日誌は、旬ごとに一枚記載することとする。
11. 漁具の欄には、該当するものを○印で囲むこと（1航海中複数の操業方法を用いた場合には、最も多く用いた操業方法を○印で囲むこと。）。
12. 幹繩の種類欄には、幹繩にロープ系を用いた場合、クレモナのときは1を選択、その他の素材（例、テトロン、ベクトラン、ポリエステル、ナイロン短繊維、ダイニーマなど）は2を選択すること。幹繩にナイロン素材とは異なる透明又は半透明の素材（例、シーガー等）を用いた場合もナイロンとみなして記入すること。
13. 漁具の仕立ての欄には、枝繩長の欄にはスナツプから^{はり}鉤までの長さを、受け繩（浮玉）長の欄には浮玉から幹繩までの長さを、枝繩間隔の欄には幹繩における隣り合う枝繩の間隔をそれぞれメートル単位で記載すること。
14. 日の欄には、出港日から入港日まで毎日の日付を記載すること。
15. 操業開始位置の欄には、操業を行った日は当該操業日に投縄を開始した位置を操業開始位置とし、操業を行わなかった日（航行のみを行った日又は漂泊日）は正午位置とし、緯度及び経度の度分の欄には、必ず分単位までを記載し、N・Sの別及びE・Wの別の欄は、該当するものを○で囲むこと。
16. 操業開始時刻及び操業終了時刻の欄には、時刻を24時制で1分単位まで記載すること。操業が当該操業日の翌日にまたがる場合には、操業終了時刻を48時制で表記を行うこと（例：操業終了時刻が翌日の午前1時30分の場合、25:30と記載すること。）。なお、操業を行わなかった日（航行のみを行った日又は漂泊日）は空欄とすることとする。当該操業日において、複数回の投縄を開始した場合は、当該操業日に開始した最初の投縄を開始した時刻を「操業開始時刻」とし、当該操業日に開始した最後の揚げ繩が終了した時刻を「操業終了時刻」とする。
17. 日本標準時との時差（±）の欄には、操業開始時刻及び操業終了時刻の記載に使用した時間帯と日本標準時との時差を-20時間から+3時間までの範囲において、0.5時間単位まで記載すること（例：使用した時間帯が日本標準時から-9時間30分である場合、-9.5と記載すること。）。
18. 航行・操業・漂泊の違いの欄には、当該操業日における操業開始位置（操業を行わなかった日（航行のみを行った日又は漂泊日）については、正午位置）におけるそれぞれ該当するものを記載すること。
19. 表面温度℃の欄には、当該操業日における操業開始位置（操業を行わなかった日（航行のみを行った日又は漂泊日）については、正午位置）における表面水温を小数点第1位まで記載す

- ること。
20. 浮玉間の^{はり}釣数の欄には、浮玉間（一鉢^{はり}あたり）のつり^{はり}釣又は枝縄の数を記載すること。
 21. 使用つり釣数の欄には、当該操業に使用したつり釣の総数を記載すること。
 22. 発光体の使用数の欄には、当該操業に使用した発光体の総数を記載すること。なお、発光体を使用しなかった場合は0（ゼロ）を記載すること。
 23. 餌の種類^{はり}の欄には、当該操業に使用した餌の種類番号を記載すること。餌の種類番号は順に、「1」：魚のみ(Only fish)、「2」：イカのみ(Only squid)、「3」：魚・イカ混合(Fish and squid)、「4」：その他(others)とする。魚及びイカ以外を一部でも使用した場合は「4」のその他を選択すること。
 24. 混獲回避措置の欄には、当該操業に使用したすべての混獲回避措置の混獲回避措置番号を記載すること。混獲回避措置番号は順に、「0」：実施せず(Not implemented)、「1」：トリライン1本(Single tori-line)、「2」：トリライン2本(Double tori-line)、「3」：夜間投縄(Night setting)、「4」：加重枝縄(Weighted line)、「5」：舷側吹流し・加重枝縄を併用した舷側投縄(Side setting with a bird curtain and weighted branch lines)、「6」：青色染色餌(Blue-dyed bait)、「7」：投縄機(Deep setting line shooter)、「8」：水中投縄機(Underwater setting chute)、「9」：残さ排出管理(Management of offal discharge)、「10」：釣覆い装置(Hook-shielding device)、「11」：ねむり釣(Circle hook)とする。混獲回避措置を実施しなかった場合においては、必ず「0」を記載すること。
 25. メカリングの使用数の欄には、当該操業に使用したメカリングの総数を記載すること。なお、メカリングを使用しなかった場合は0（ゼロ）を記載すること。
 26. 魚種別漁獲重量の欄には、1操業日に1行として記載を行うこと。魚種別漁獲量の欄には、左側には漁獲尾数（その他のさめ類については、魚種番号及び漁獲尾数）を、右側の上段には漁獲物の製品（以下単に「製品」という。）の重量を、右側の下段には別添の換算係数により推計した原魚重量をキログラム単位で記載すること。なお、めかじき（総量）の列には、めかじきの漁獲量の総量を記載し、めかじき（うちメカリング**）の列には、漁獲されためかじきのうち、メカリングを使用して漁獲されたものの数量のみを記載すること。魚種番号は順に、「10」：めじろざめ類、「11」：よごれ、「12」：くろとがりざめ、「20」：おながざめ類、「21」：にたり、「22」：はちわれ、「23」：まおなが、「30」：しゅもくざめ類、「31」：いんどしゅもくざめ、「32」：ひらしゅもくざめ、「33」：しろしゅもくざめ、「40」：ねずみざめ類、「41」：ねずみざめ、「80」：その他のさめ類、とする。
 27. 当該操業日において、複数回の投縄を開始した場合は、「使用つり釣数」、「発光体の使用数」、「メカリング**の使用数」及び「魚種別漁獲重量」の欄については、当該操業日に開始されたすべての投縄における合計を各項目に記載すること。
 28. 陸揚等年月日の欄には、製品を陸揚げ又は転載した時の年月日を記載すること。
 29. 陸揚港（港名・国名）の欄には、製品を陸揚げした際における港名と国名を記載すること。
 30. 転載港（港名・国名）の欄には、製品を転載した際における港名と国名を記載すること。
 31. 洋上転載の位置の欄には、洋上転載した際に記載するものとし、緯度及び経度の度分の欄には、必ず分単位までを記載し、N・Sの別及びE・Wの別の欄には、該当するものを○で囲むこと。
 32. 運搬船名の欄には、製品を転載した運搬船名を記載すること。
 33. 運搬船の船籍の欄には、運搬船の船籍を記載すること。
 34. 運搬船のRFMO番号の欄には、運搬船のRFMO（地域漁業管理機関）番号を記載すること。
 35. 製品を陸揚げ又は転載した旬において、（1）陸揚等尾数合計及び（2）陸揚等重量合計（キロ）の欄（太枠内）には、当該陸揚げ又は転載に係る魚種ごとの尾数の合計、総製品重量及び総原魚重量の合計をそれぞれ記載すること。なお、総製品重量及び総原魚重量の合計は、それぞれキログラム単位で、小数第一位を四捨五入して整数値で記載すること。

混獲生物等の情報

船長署名

Page
頁

船名	丸	許可番号	第	号	信号符号
年 月 [上旬(1~10日)、中旬(11~20日)、下旬(21日~月末)]				出港年月日 年 月 日	

年月日	放流又は投棄した魚類							
	マグロ・カジキ類		サメ類					
	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	ヨシキリザメ	ネズミザメ	アオザメ	その他のサメ類		
(1)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	
(2)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	
(3)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	
(4)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	
(5)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	
(6)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	
(7)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	
(8)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	
(9)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	
(10)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	
(11)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	

年月日	カメ類						鳥類				
	アカ ウミガメ	アオ ウミガメ	オサガメ	タイマイ	ヒメ ウミガメ	その他のカメ類 及び不明	アホウドリ類	ミズナギ ドリ類	オオフルマ カモメ類	ペンギン類	その他の鳥類 及び不明
(1)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(2)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(3)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(4)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(5)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(6)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(7)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(8)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(9)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(10)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(11)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()

マグロ・カジキ類 魚種No.: ①クロマグロ、②ミナマグロ、③ビンナガ、④メバチ、⑤キハダ、⑥メカジキ、⑦マカジキ、⑧クロカジキ、⑨シロカジキ、
⑩バショウカジキ、⑪フウライカジキ、⑫カツオ、⑬種不明
サメ類 魚種No.: 「10」:メジロザメ類、「11」:ヨゴレ、「12」:クロトガリザメ、「20」:オナガザメ類、「21」:ニタリ、「22」:ハチワレ、「23」:マオナガ
「30」:シュモクザメ類、「31」:インドシュモクザメ、「32」:ヒラシュモクザメ、「33」:シロシュモクザメ、「80」:その他のサメ類、「90」:種不明

【混獲生物等の情報の記載要領】

1. 混獲生物等の情報は、航海中毎日記載すること。
2. 混獲生物等の情報は、旬ごとに一枚ずつ記載すること。
3. カメ類・鳥類：上段の総混獲数、下段にその生存数（甲板上に引き揚げた時に生存していたもの）を記入する。全くない場合は0（ゼロ）を記入し、不明の場合は、その他及び不明の欄に記入する。

4. 放流又は投棄した魚類

(1) マグロ・カジキ類

尾数と魚種番号を記入する。全くない場合は0（ゼロ）を記入する。魚種番号は順に、①クロマグロ、②ミナミマグロ、③ビンナガ、④メバチ、⑤キハダ、⑥メカジキ、⑦マカジキ、⑧クロカジキ、⑨シロカジキ、⑩バショウカジキ、⑪フウライカジキ、⑫カツオ、⑬種不明、とする。

(2) サメ類

ヨシキリザメ、ネズミザメ、アオザメは尾数を、その他のサメ類は尾数と魚種番号を記入する。全くない場合は0（ゼロ）を記入する。魚種番号は順に、「10」：メジロザメ類、「11」：ヨゴレ、「12」：クロトガリザメ、「20」：オナガザメ類、「21」：ニタリ、「22」：ハチワレ、「23」：マオナガ、「30」：シュモクザメ類、「31」：インドシュモクザメ、「32」：ヒラシュモクザメ、「33」：シロシュモクザメ、「80」：その他のサメ類、「90」：種不明、とする。

様式2: 大西洋入域船以外の漁船用 (Format 2: For vessels which don't enter Atlantic Ocean)

<本紙を含めて船上保持すること>

農林水産大臣 殿

ATTN: Your Excellency, Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

住所
Address

Eメールアドレス
E-mail Address

@

氏名又は名称
Name of Owner

かつお・まぐろ漁業に係る操業日誌 (総トン数120トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。)
The Logbook for Large Scale Tuna Longline Vessels

報告書総数(本紙含む)全 _____ 枚
Total pages including this covering sheet

報告年月日 Reporting date	年 月 日 Year Month Date	報告取扱責任者名 Name of Person in charge of reporting	TEL ()
船長名 Name of Master		船長住所 Address of Master	
出港年月日 Departure Date	年 月 日 Year Month Date		港 (PORT)
入港年月日 Port Entering Date	年 月 日 Year Month Date		港 (PORT)
航海日数 Number of Navigation Days	日 (Days)	操業日数 Number of Operation Days	日 (Days)

船舶名 Name of Vessel		信号符字 Call Sign		許可番号 License No.	T 第 号
総トン数 Gross Tonnage	トン (tons)	漁船全長 Overall Length	m	漁船登録番号 Register Number	
RFMO登録番号 RFMO Record No.	ICCAT			IOTC	
	IATTC	CCSBT		WCPFC	
乗組員数 Number of Crews	人	IMO番号 (有している場合のみ記入) IMO No. (If available)			

漁業種類 Type of Fishing Gear	1. かつお・まぐろ漁業(専業) Tuna Longliner (Standard Abbreviation of ISSCFG: LLD)	
漁具 Fishing Gear	操業方法 Operation Method	1. メカ縄 (Swordfish Longliner) 2. サメ縄 (Shark Longliner) 3. その他 (Other)
	幹縄の種類 Material of Main line	1. クレモナロープ Thick rope (Cremona rope) 2. ポリエステル又はその他のロープ Thin rope (Polyethylene or other materials) 3. 編んだナイロン Nylon braided 4. 一本のナイロン Nylon monofilament
	枝縄の種類 Material of Branch line	1. ナイロン (Nylon) 2. その他 (Other)

漁具の仕立て Dimension of Fishing Gear	
枝縄長 Length of Branch line	m
浮縄長 Length of Buoy line	m
枝縄間隔 Interval of Branch line	m

かつお・まぐろ漁業に係る操業日誌(総トン数120トン以上の動力漁船により、浮き糸網を使用するものに限る。)(The Logbook for Large Scale Tuna Longline Vessels)

Signature of Master
船長署名

Page
頁

船名 丸 許可番号 第 号 信号符号
年 月 [上旬(1~10日)、中旬(11~20日)、下旬(21日~月末)] 出港年月日 年 月 日

Main logbook table with columns for Date, Latitude, Longitude, Operation start/end time, and various fishing gear metrics. Includes sub-sections for offloading location and total weight.

* 操業を行わなかった日については、正午位置を記載すること。
* Noon position must be recorded in case no operation is conducted during the day.

魚種別漁獲量 (Upper Box: Number of Pieces, Lower Box: Processed weight(kg)) table with columns for species like かつお, がすとろ, その他, and shark species like よしきりざめ, ねずみざめ, etc.

魚種No.: 「10」:めじろざめ類(GCP)、「11」:よごれ(OCS)、「12」:くろとがりざめ(FAL)、「20」:おながざめ類(THR)、「21」:にたり(PTH)、「22」:はちわれ(BTH)、「23」:まおなが(ALV) 「30」:しゅもくざめ類(SPN)、「31」:いんどしゅもくざめ(EUB)、「32」:ひらしゅもくざめ(SPK)、「33」:しろしゅもくざめ(SPZ)、「80」:その他のさめ類(SKH)
使用した餌の種類No.: 「1」:魚のみ(Only fish)、「2」:イカのみ(Only squid)、「3」:魚・イカ混合(Fish and squid)、「4」:その他(Others)
混獲回避措置No: 「0」:実施せず(Not implemented)、「1」:トライン1本(Single tori-line)、「2」:トライン2本(Double tori-line)、「3」:夜間投網(Night setting)、「4」:加重枝網(Weighted line)、「5」:舷側吹流し・加重枝網を併用した舷側投網(Side setting with a bird curtain and weighted branch lines)、「6」:青色染色餌(Blue-dyed bait)、「7」:投網機(Deep setting line shooter)、「8」:水中投網機(Underwater setting chute)、「9」:残さ排出管理(Management of offal discharge)、「10」:鉤覆い装置(Hook-shielding device)、「11」:ねむり鉤(Circle hook)

**「メカリング」は、リングのような形状をしたメカジキを対象とした漁具の一つです。メカリングは、つり鉤の代わりに枝網に付けて使用されます。
** "Ring hook" is one of fishing gears targeting for swordfish, which looks like a ring. Ring hooks are attached to branch lines instead of hooks.

【操業日誌の記載要領】

1. 操業日誌は別紙様式を表紙とし、時系列順に綴じた状態で船上保持すること。提出する場合も同様とすること。
2. 操業日誌は、当該旬が終了した日から10日以内に提出すること。ただし、中旬（毎月11日から20日までの期間を言う。）の操業日誌については、当該月の月末までに提出を行うこと。
3. Eメールアドレスの欄には、操業日誌の内容について連絡をとることが可能なEメールアドレスを記載すること。
4. 報告取扱責任者の欄には、操業日誌の作成責任者の氏名のほか、その者の連絡先として電話番号を必ず記載すること。
5. 出港年月日及び入港年月日の欄には、出入港した港の名称を必ず記載すること。
6. 航海日数及び操業日数の欄には、航海期間（出入港日を含む。）の日数及び操業日数の合計をそれぞれ記載すること。
7. RFMO登録番号の欄には、各地域漁業管理機関における登録番号を記載すること。登録番号を取得していない場合は「なし」と記入すること。
8. 乗組員数の欄には、外国人船員を含めた乗組員の総数を記載すること。
9. 操業日誌は、航海中毎日記載することとし、航海期間については、本邦又は外国の港を出港した日から次の港（外国の地を含む。）に入港した日までの間とする。
10. 操業日誌は、旬ごとに一枚記載することとする。
11. 漁具の欄には、該当するものを○印で囲むこと（1航海中複数の操業方法を用いた場合には、最も多く用いた操業方法を○印で囲むこと。）。
12. 幹繩の種類欄には、幹繩にロープ系を用いた場合、クレモナのときは1を選択、その他の素材（例、テトロン、ベクトラン、ポリエステル、ナイロン短繊維、ダイニーマなど）は2を選択すること。幹繩にナイロン素材とは異なる透明又は半透明の素材（例、シーガー等）を用いた場合もナイロンとみなして記入すること。
13. 漁具の仕立ての欄には、枝繩長の欄にはスナップから鉤までの長さを、受け繩（浮玉）長の欄には浮玉から幹繩までの長さを、枝繩間隔の欄には幹繩における隣り合う枝繩の間隔をそれぞれメートル単位で記載すること。
14. 日の欄には、出港日から入港日まで毎日の日付を記載すること。
15. 操業開始位置の欄には、操業を行った日は当該操業日に投縄を開始した位置を操業開始位置とし、操業を行わなかった日（航行のみを行った日、魚群の探索のみを行った日、漂泊日）は正午位置とし、緯度及び経度の度分の欄には、必ず分単位までを記載し、N・Sの別及びE・Wの別の欄は、該当するものを○で囲むこと。
16. 操業開始時刻及び操業終了時刻の欄には、時刻を24時制で1分単位まで記載すること。操業が当該操業日の翌日にまたがる場合には、操業終了時刻を48時制で表記を行うこと（例：操業終了時刻が翌日の午前1時30分の場合、25:30と記載すること。）。なお、操業を行わなかった日（航行のみを行った日又は漂泊日）は空欄とすることとする。当該操業日において、複数回の投縄を開始した場合は、当該操業日に開始した最初の投縄を開始した時刻を「操業開始時刻」とし、当該操業日に開始した最後の揚げ繩が終了した時刻を「操業終了時刻」とする。
17. 日本標準時との時差（±）の欄には、操業開始時刻及び操業終了時刻の記載に使用した時間帯と日本標準時との時差を-20時間から+3時間までの範囲において、0.5時間単位まで記載すること（例：使用した時間帯が日本標準時から-9時間30分である場合、-9.5と記載すること。）。
18. 航行・操業・漂泊の違いの欄には、当該操業日における操業開始位置（操業を行わなかった日（航行のみを行った日又は漂泊日）については、正午位置）におけるそれぞれ該当するものを記載すること。
19. 表面温度℃の欄には、当該操業日における操業開始位置（操業を行わなかった日（航行のみを行った日又は漂泊日）については、正午位置）における表面水温を小数点第1位まで記載す

- ること。
20. 浮玉間の^{はり}釣数の欄には、浮玉間（一鉢^{はり}あたり）の^{はり}つり釣又は枝釣の数を記載すること。
 21. 使用つり釣数の欄には、当該操業に使用したつり釣の総数を記載すること。
 22. 発光体の使用数の欄には、当該操業に使用した発光体の総数を記載すること。なお、発光体を使用しなかった場合は0（ゼロ）を記載すること。
 23. 餌の種類^{はり}の欄には、当該操業に使用した餌の種類番号を記載すること。餌の種類番号は順に、「1」：魚のみ(Only fish)、「2」：イカのみ(Only squid)、「3」：魚・イカ混合(Fish and squid)、「4」：その他(others)とする。魚及びイカ以外を一部でも使用した場合は「4」のその他を選択すること。
 24. 混獲回避措置の欄には、当該操業に使用したすべての混獲回避措置の混獲回避措置番号を記載すること。混獲回避措置番号は順に、「0」：実施せず(Not implemented)、「1」：トリライン1本(Single tori-line)、「2」：トリライン2本(Double tori-line)、「3」：夜間投釣(Night setting)、「4」：加重枝釣(Weighted line)、「5」：舷側吹流し・加重枝釣を併用した舷側投釣(Side setting with a bird curtain and weighted branch lines)、「6」：青色染色餌(Blue-dyed bait)、「7」：投釣機(Deep setting line shooter)、「8」：水中投釣機(Underwater setting chute)、「9」：残さ排出管理(Management of offal discharge)、「10」：釣覆い装置(Hook-shielding device)、「11」：ねむり釣(Circle hook)とする。混獲回避措置を実施しなかった場合においては、必ず「0」を記載すること。
 25. メカリングの使用数の欄には、当該操業に使用したメカリングの総数を記載すること。なお、メカリングを使用しなかった場合は0（ゼロ）を記載すること。
 26. 魚種別漁獲重量の欄には、1操業日に1行として記載を行うこと。魚種別漁獲量の欄には、上段には漁獲尾数（その他のさめ類については、魚種番号及び漁獲尾数）を、下段には漁獲物の製品（以下単に「製品」という。）の重量をキログラム単位で記載すること。なお、めかじき（総量）の列には、めかじきの漁獲量の総量を記載し、めかじき（うちメカリング**）の列には、漁獲されためかじきのうち、メカリングを使用して漁獲されたものの数量のみを記載すること。魚種番号は順に、「10」：めじろざめ類、「11」：よごれ、「12」：くろとがりざめ、「20」：おながざめ類、「21」：にたり、「22」：はちわれ、「23」：まおなが、「30」：しゅもくざめ類、「31」：いんどしゅもくざめ、「32」：ひらしゅもくざめ、「33」：しろしゅもくざめ、「40」：ねずみざめ類、「41」：ねずみざめ、「80」：その他のさめ類、とする。
 27. 当該操業日において、複数回の投釣を開始した場合は、「使用つり釣数」、「発光体の使用数」、「メカリング**の使用数」及び「魚種別漁獲重量」の欄については、当該操業日に開始されたすべての投釣における合計を各項目に記載すること。
 28. 陸揚等年月日の欄には、製品を陸揚げ又は転載した時の年月日を記載すること。
 29. 陸揚港（港名・国名）の欄には、製品を陸揚げした際における港名と国名を記載すること。
 30. 転載港（港名・国名）の欄には、製品を転載した際における港名と国名を記載すること。
 31. 洋上転載の位置の欄には、洋上転載した際に記載するものとし、緯度及び経度の度分の欄には、必ず分単位までを記載し、N・Sの別及びE・Wの別の欄には、該当するものを○で囲むこと。
 32. 運搬船名の欄には、製品を転載した運搬船名を記載すること。
 33. 運搬船の船籍の欄には、運搬船の船籍を記載すること。
 34. 運搬船のRFMO番号の欄には、運搬船のRFMO（地域漁業管理機関）番号を記載すること。
 35. 製品を陸揚げ又は転載した旬において、（1）陸揚等尾数合計及び（2）陸揚等重量合計（キロ）の欄（太枠内）には、当該陸揚げ又は転載に係る魚種ごとの尾数の合計、総製品重量の合計をそれぞれ記載すること。なお、総製品重量の合計は、キログラム単位で、小数第一位を四捨五入して整数値で記載すること。

混獲生物等の情報

船長署名

Page
頁

船名	丸	許可番号	第	号	信号符号
----	---	------	---	---	------

年	月	[上旬(1~10日)、中旬(11~20日)、下旬(21日~月末)]	出港年月日	年	月	日
---	---	-----------------------------------	-------	---	---	---

年月日	放流又は投棄した魚類						
	マグロ・カジキ類		サメ類				
	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	ヨシキリザメ	ネズミザメ	アオザメ	その他のサメ類	
(1)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()
(2)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()
(3)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()
(4)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()
(5)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()
(6)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()
(7)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()
(8)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()
(9)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()
(10)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()
(11)	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()	尾数	尾数	尾数	尾数 魚種No.()	尾数 魚種No.()

年月日	カメ類						鳥類				
	アカ ウミガメ	アオ ウミガメ	オサガメ	タイマイ	ヒメ ウミガメ	その他のカメ類 及び不明	アホウドリ類	ミズナギ ドリ類	オオフルマ カモメ類	ペンギン類	その他の鳥類 及び不明
(1)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(2)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(3)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(4)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(5)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(6)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(7)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(8)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(9)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(10)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()
(11)	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()	全数 生存数()

マグロ・カジキ類 魚種No.: ①クロマグロ、②ミナミマグロ、③ピンナガ、④メバチ、⑤キハダ、⑥メカジキ、⑦マカジキ、⑧クロカジキ、⑨シロカジキ、
 ⑩バショウカジキ、⑪フウライカジキ、⑫カツオ、⑬種不明
 サメ類 魚種No.: 「10」:メジロザメ類、「11」:ヨゴレ、「12」:クロトガリザメ、「20」:オナガザメ類、「21」:ニタリ、「22」:ハチワレ、「23」:マオナガ
 「30」:シュモクザメ類、「31」:インドシュモクザメ、「32」:ヒラシュモクザメ、「33」:シロシュモクザメ、「80」:その他のサメ類、「90」:種不明

【混獲生物等の情報の記載要領】

1. 混獲生物等の情報は、航海中毎日記載すること。
2. 混獲生物等の情報は、旬ごとに一枚ずつ記載すること。
3. カメ類・鳥類：上段の総混獲数、下段にその生存数（甲板上に引き揚げた時に生存していたもの）を記入する。全くない場合は0（ゼロ）を記入し、不明の場合は、その他及び不明の欄に記入する。

4. 放流又は投棄した魚類

(1) マグロ・カジキ類

尾数と魚種番号を記入する。全くない場合は0（ゼロ）を記入する。魚種番号は順に、①クロマグロ、②ミナミマグロ、③ビンナガ、④メバチ、⑤キハダ、⑥メカジキ、⑦マカジキ、⑧クロカジキ、⑨シロカジキ、⑩バショウカジキ、⑪フウライカジキ、⑫カツオ、⑬種不明、とする。

(2) サメ類

ヨシキリザメ、ネズミザメ、アオザメは尾数を、その他のサメ類は尾数と魚種番号を記入する。全くない場合は0（ゼロ）を記入する。魚種番号は順に、「10」：メジロザメ類、「11」：ヨゴレ、「12」：クロトガリザメ、「20」：オナガザメ類、「21」：ニタリ、「22」：ハチワレ、「23」：マオナガ、「30」：シュモクザメ類、「31」：インドシュモクザメ、「32」：ヒラシュモクザメ、「33」：シロシュモクザメ、「80」：その他のサメ類、「90」：種不明、とする。

農林水産大臣 殿

国際VMSの故障及び修理の報告

1 漁 船 名 : _____ 2 許 可 番 号 : _____

3 信 号 符 字 : _____ 4 登 録 番 号 : _____

5 船長名 : _____

6 会 社 名 : _____
(氏 名)

7 故障の日時 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

8 故障の位置 : 緯度 N・S _____ 度 _____ 分 経度 E・W _____ 度 _____ 分

9 故障の状況 : (1) 故障の状況

(2) 修理予定 (具体的に時期、場所等を記入)

10 修理の状況 : (1) 修理の内容

(2) 修理を行った業者

業 者 名 : _____ 担 当 者 : _____

住 所 : _____

T E L : _____ F A X : _____

-
1. 国際VMSが故障した場合、速やかに故障の状況 (1 から9まで記入) を報告すること。
 2. 入港時には速やかに機器の修理を行い、修理の状況 (10 を追加して記入する) を報告すること。

(提出先)

1. 遠洋底びき網漁業者の場合
水産庁資源管理部管理調整課 指定漁業第2班 宛て
FAX:03-3501-1019
E-mail : sokouo_japan@maff. go. jp
2. 大西洋等はえ縄等漁業者の場合
水産庁資源管理部管理調整課 指定漁業第2班 宛て
FAX:03-3501-1019
E-mail : sokouo_japan@maff. go. jp
3. 太平洋底刺し網等漁業者の場合
水産庁資源管理部管理調整課 指定漁業第2班 宛て
FAX:03-3501-1019
E-mail : sokouo_japan@maff. go. jp
4. 大中型まき網漁業者（海外まき網を除く。）の場合
水産庁資源管理部管理調整課 指定漁業第1班 宛て
FAX:03-3501-1019
5. かつお・まぐろ漁業者及び大中型まき網漁業者（海外まき網）の場合
水産庁資源管理部国際課 かつお・まぐろ漁業班 宛て
FAX : 03-3591-5824
E-mail : vms_faj@maff. go. jp
6. 北太平洋さんま漁業者の場合
水産庁資源管理部管理調整課 指定漁業第3班 宛て
FAX:03-3501-1019

故障期間中の位置報告について (抜粋)

6. かつお・まぐろ漁業 (操業区域が新小型又は新近海のものに限る。)

(1) 海域及び報告頻度

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条に規定する海域で操業する場合にあっては、6時間ごと(0時、6時、12時及び18時)の位置を報告する。

(2) 報告内容

以下のアからオまでの内容を報告する。

ア 漁業許可番号

イ 船名

ウ 報告の月日

エ 報告の時刻

オ 報告日の位置

※ 報告日の位置については、緯度及び経度で表し、北緯はN、南緯はS、東経はE又は西経はWとする。(例) S41, 42 E24, 23

(3) 報告方法及び報告先

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室かつお・まぐろ漁業班宛てにメール(vms_faj@maff.go.jp)又はFAX(03-3591-5824)による。

7. かつお・まぐろ漁業 (6以外であって、浮きはえ縄を使用するものに限る。)

(1) 海域及び報告頻度

① 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条に規定する海域で操業する場合にあっては、6時間ごと(0時、6時、12時及び18時)の位置を報告する。

② インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第2条又は1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第3条に規定する海域で操業する場合にあっては、4時間ごと(日本時間で0時、4時、8時、12時、16時及び20時)の位置を報告する。

③ 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第1条に規定する海域で操業する場合にあっては、2時間ごと(0時、2時、4時、6時、8時、10時、12時、14時、16時、18時、20時及び22時)の位置を報告する。

(2) 報告内容

以下のアからオまでの内容を報告する。

ア 漁業許可番号

イ 船名

ウ 報告の月日

エ 報告の時刻

オ 報告日の位置

※ 報告日の位置については、緯度及び経度で表し、北緯はN、南緯はS、東経はE又は西経はWとする。(例) S41, 42 E24, 23

(3) 報告方法及び報告先

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室かつお・まぐろ漁業班宛てにメール (vms_faj@maff.go.jp) 又は FAX (03-3591-5824) による。

8. かつお・まぐろ漁業 (6以外であって、釣りを使用するものに限る。)

(1) 海域及び報告頻度

- ① 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約第3条に規定する海域で操業する場合にあっては、6時間ごと (0時、6時、12時及び18時) の位置を報告する。
- ② インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第2条に規定する海域で操業する場合にあっては、4時間ごと (日本時間で0時、4時、8時、12時、16時及び20時) の位置を報告する。
- ③ 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第1条又は1949年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第3条に規定する海域で操業する場合にあっては、2時間ごと (0時、2時、4時、6時、8時、10時、12時、14時、16時、18時、20時及び22時) の位置を報告する。

(2) 報告内容

以下のアからオまでの内容を報告する。

ア 漁業許可番号

イ 船名

ウ 報告の月日

エ 報告の時刻

オ 報告日の位置

※ 報告日の位置については、緯度及び経度で表し、北緯はN、南緯はS、東経はE又は西経はWとする。(例) S41, 42 E24, 23

(3) 報告方法及び報告先

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室かつお・まぐろ漁業班宛てにメール (vms_faj@maff.go.jp) 又は FAX (03-3591-5824) による。

WCPFC-VMS Manual Report from Japan Fishing Vessel

(VMSが故障した場合の日別位置報告様式)

TO: WCPFC Secretariat (FAX:691-320-1108, E-mail:VMSManualReports@wcpfc.int)

CC: Fishery Agency of Japan (FAX:03-3591-5824, E-mail:vms_faj@maff.go.jp)

Vessel Name*¹

(船名)

Gear Type*²

(漁業種類)

IRCS*³

(国際信号符号)

WIN Number*⁴

(WCPFC登録番号)

Reporting Date and Time *⁵**(JST) *JST=UTC+9**

(報告日時(日本標準時))

_____ (day) _____ (month) _____ (year)

_____ (hour)

0:00(JST) ・ 6:00(JST) ・ 12:00(JST) ・ 18:00(JST)

Reporting Location*⁶

(現在位置)

Latitude _____ (degree) _____ (minute) _____ (seconds)

N S

Longitude _____ (degree) _____ (minute) _____ (seconds)

E W

Vessel Activity at reporting*⁷

Fishing (漁獲中) Return to JP port (帰港中)

To Fishing ground (漁場向け移動中) In port (寄港中)

Other ()

License No. (JP)*⁸

(漁業許可番号)

記入上の注意事項

* 1: WCPFC漁船登録をした際のローマ字表記を記入すること。

* 2: 該当する漁法を英語で記入すること。(例: Tuna longliner(はえ縄)、Tuna purse seiner(海外まき網)、Purse seiner(大中小型まき網(海外まき網除く)の網船) FISH CARRIER(大中小型まき網(海外まき網除く)の運搬船)、Support Vessel(大中小型まき網(海外まき網除く)の探索船)

* 3: 国際信号符号を記入すること。

* 4: WCPFC漁船登録をした際の登録番号を記入すること。国際信号符号又は漁船番号の前に「JP-」を付したもののいずれかを記入すること。

* 5: 日本標準時による日付を日、月、年の順に数字を記入すること。時間は該当するものを○で囲むこと。

* 6: 当該報告時の位置の緯度、経度を記入すること。具体的には緯度はN(北緯)、S(南緯)のいずれかを経度はE(東経)、W(西経)のいずれかを○で囲み、それぞれ度、分、秒の順に数字を記入すること。

* 7: 報告時の該当する活動状況を○で囲むこと。

* 8: 日本国内の漁業許可番号を記入すること。

漁績WEBシステムによる操業日誌の提出マニュアル

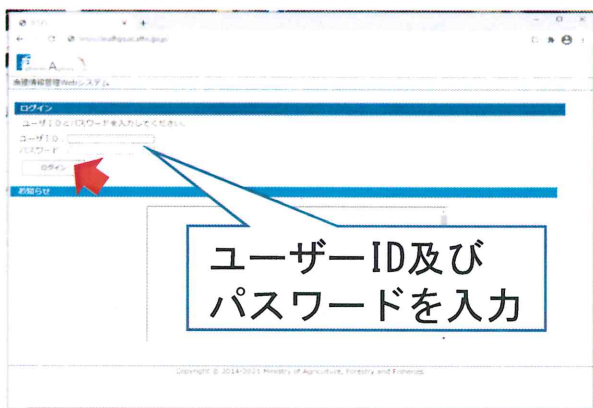
アクセス方法：ブラウザで<https://maffsys.dc.affrc.go.jp>を検索

(1) 新規登録：新しい操業日誌の報告（新たな内容の登録）

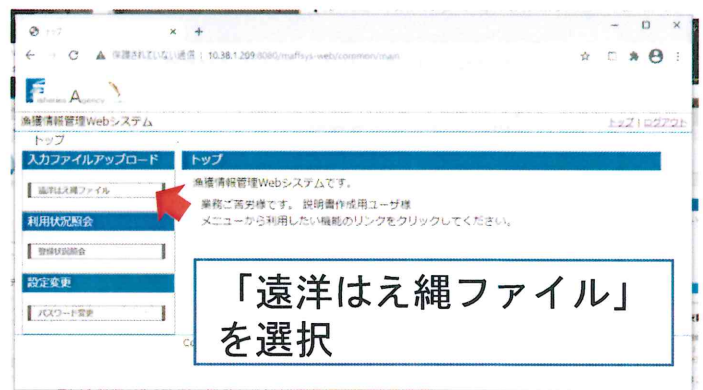
① 手順

- 水産庁から配布するエクセルファイルの操業日誌（様式1（大西洋）又は様式2（大西洋以外））を使用してください。
- 旬ごとに1つのファイルを用意してください。
- 「表紙」、「漁獲量」、「混獲生物の情報」のシートに操業情報を入力。（3つのシートへの記載が毎回必要です。）

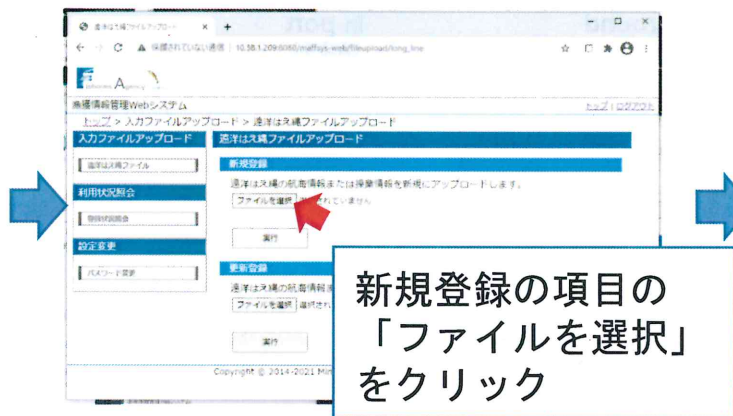
1. ログイン画面



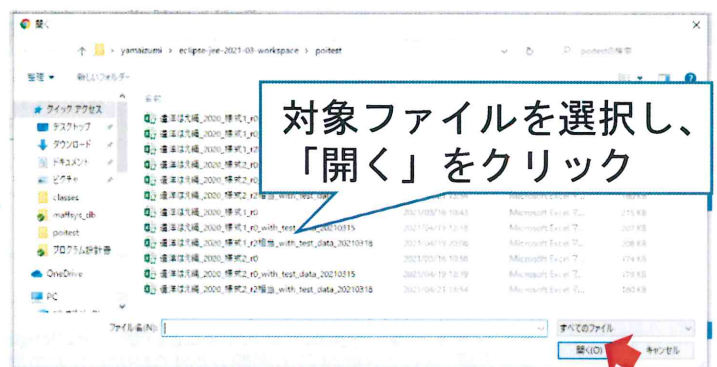
2. トップ画面



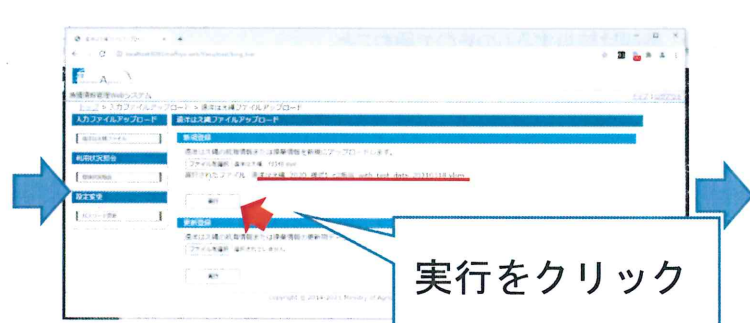
3. アップロード画面



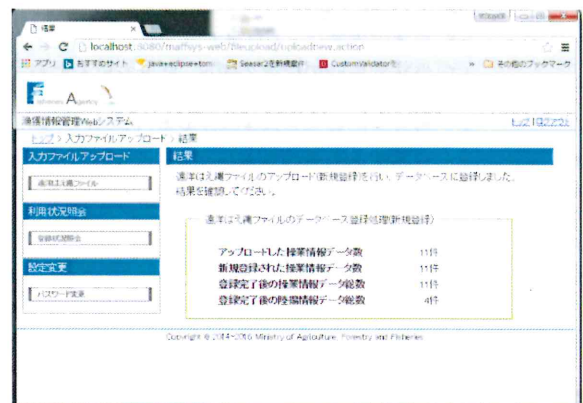
4. ファイルを選択



5. 実行



6. 内容の確認・完了



※アップロード前に、正しいファイルが選択されているか確認してください。

② 航海の終了

- 表紙に入港日を記載したファイルを提出すると航海が終了します。
 - 航海終了後の操業日誌の修正はできません。
- ※航海終了後の操業日誌の修正は水産庁国際課までお問合せください。

(2) 更新登録：既に報告した操業日誌の修正（登録内容の修正）

既に報告した操業情報を後から修正したい場合には、「更新登録」機能を使用して、操業情報を修正することが可能です。

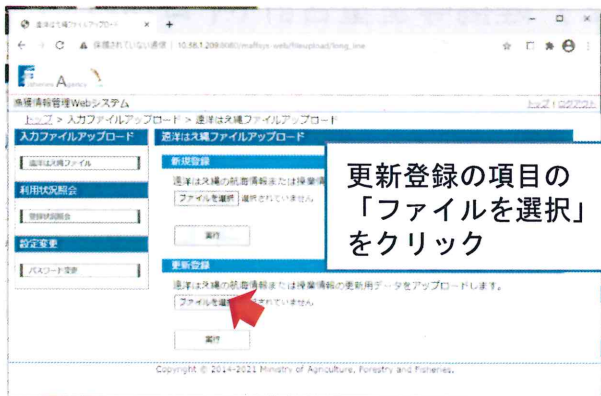
① 手順

- 修正を行いたい旬のエクセルファイルについて、修正したい項目のみを更新してファイルを保存。
- 保存したファイルを以下の手順でアップロードしてください。
- なお、報告した操業日誌の削除はできません。

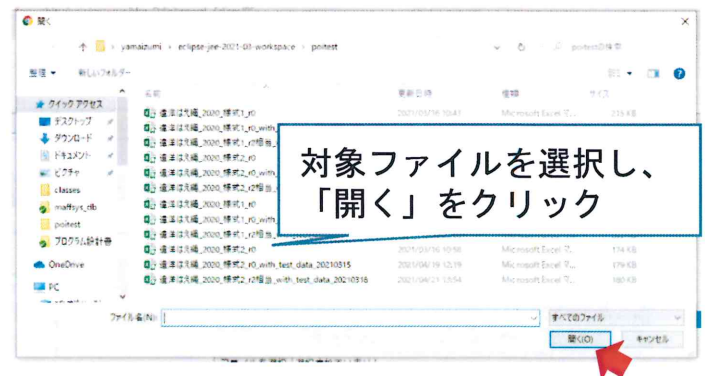
※操業日誌の削除は、水産庁国際課までお問合せください。

1～2. ログイン画面及びトップ画面の手順は（1）と同様

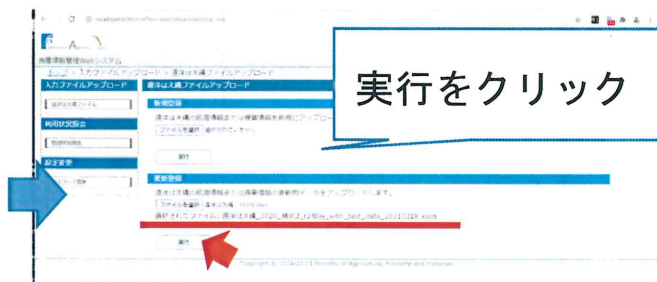
3. アップロード



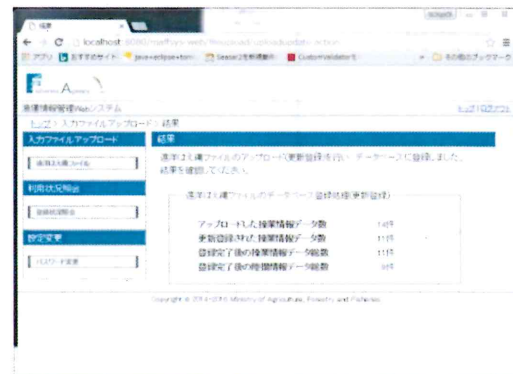
4. ファイルを選択



5. 実行



6. 内容の確認・完了



※アップロード前に、正しいファイルが選択されているか確認してください。

※操業日誌のアップロードの操作に係る詳細については、水産庁から配布する操作説明書（基本操作＋特別操作）を参照。

(3) 陸揚げ情報のみの登録・修正

陸揚げ情報の無い操業日誌を提出し、後から陸揚げ情報のみを報告（又は修正）することが可能です。

① 手順

1. 新たな操業日誌のファイルにおいて、既に報告した操業日誌の表紙と同じように表紙の項目を入力。
2. 陸揚げに係る情報を入力（下記赤線部分のみ情報を入力）。
3. 以上の情報を入力したファイルを（1）の手順と同様に登録。（陸揚げ情報の修正の場合は、（2）と同様の手順で修正。）

The image shows a screenshot of a shipping log form with several callout boxes pointing to specific areas. The callouts are:

- 陸揚げ年月日、陸揚げ港、転載港、洋上転載の位置 (Lifting date, lifting port, transfer port, offshore transfer location)
- (1) 陸揚等尾数合計 (Total number of landings)
- (2) 陸揚等重量合計(キロ/kg) (入力は必須) (Total weight of landings in kg, input is required)
- 運搬船名、運搬船の船籍、運搬船のRFMO番号 (Carrier name, carrier's flag, carrier's RFMO number)
- (1) 陸揚等尾数合計 (Total number of landings)
- (2) 陸揚等重量合計(キロ/kg) (入力は必須) (Total weight of landings in kg, input is required)

② 陸揚げ情報のパターン別入力事項

	陸揚げ等 年月日	陸揚げ港	転載港	洋上転載 の位置	運搬船名	運搬船 の船籍	運搬船の RFMO番号
陸揚げ	○	○	×	×	×	×	×
港内転載	○	×	○	×	△	△	△
洋上転載	○	×	×	○	○	○	○
コンテナ	○	○	×	×	×	×	×

各陸揚げパターンごとに必要な項目（○）を入力してください。
△は全ての項目を入力又は未入力のいずれかとなります。

(4) 操業日誌の提出に関する連絡先

操業日誌のアップロードの操作方法の問い合わせは、電子メールにて下記へご連絡ください。

1. 操業に関するお問い合わせ

- 日本かつお・まぐろ漁業協同組合（日かつ協）所属の方は、こちらへお問い合わせください。
 - 担当 : 国際部
 - 電話番号 : 03-5646-2382
 - 電子メール : gyojyo@japantuna.or.jp
- 全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会（遠かつ協）所属の方は、こちらへお問い合わせください。
 - 担当 : 事務局
 - 電話番号 : 03-6222-1368
 - 電子メール : mi-murata@zengyoren.jf-net.ne.jp、
s-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp

(※) 団体に所属されていない方は、水産庁国際課にお問合せください。

2. システムに関するお問い合わせ

- みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
 - 担当 : 漁獲情報管理システム担当
 - 電話番号 : 03-5281-5302
 - 電子メール : icd-maffsys@mizuho-ir.co.jp

3. 操業日誌の提出及び許可に関するお問い合わせ

- 水産庁
 - 担当 : 資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業班
 - 電話番号 : 03-6744-2384
 - 電子メール : tuna.gyoseki@maff.go.jp

(別添5)

かつお・まぐろ漁業の漁獲物等の国外陸揚げ等報告書 (変更届)

Declaration of Offloading Abroad and Transshipment for Tuna Longline Fishery

Date: _____

農林水産大臣 殿
Atten: The Minister of Agriculture,
Forestry and Fisheries

漁業者住所
漁業者氏名
電話番号
(IOTC・ICCAT・IATTC・WCPFC・CCSBT

Record Number: _____)

漁船名: Vessel name	許可番号: Permit number	漁船登録番号: Vessel registration number
信号符字: International RCS		

1. 国外陸揚げ

Schedule of offloading abroad

回数: Cumulative number of times
国外陸揚げ年月日: Scheduled date of offloading abroad
国外陸揚げ数量: Total (Metric tons)
内訳
くろまぐろ; Bluefin tuna
めばち; Bigeye tuna
きはだ; Yellowfin tuna
めかじき; Sword fish
にしまかじき; White marlin
にしくろかじき; Atlantic blue marlin
その他; Others
内 鯨ヒレ; (including shark fin)
内 鯨魚体; (including shark body)
内 鯨魚体ヒレ付; (including shark with fin)
陸揚港: Port of offloading
仕向国: Country of destination
備考: Remarks

This is to confirm that the vessel is authorized to conduct transshipment of the catch described in this document.

Signature; _____ Date; _____

Inspection Officer for Tuna Fishery
Fisheries Management Division
Fisheries Agency
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2. 転載 (国外の港内 ・ 洋上)

Schedule of transshipment in-port at-sea

回数: 港内 () : 洋上 () Cumulative number of times; in-port at-sea					
転載年月日: Scheduled date of transshipment					
転載数量: _____ MT					
Total (Metric tons)					
製品形態 processed state	漁獲海域 geographic location of catches				
				小計 subtotal	
内訳 breakdown	くろまぐろ Bluefin tuna				
	みなまぐろ Southern bluefin tuna				
	めばち Bigeye tuna				
	きはだ Yellowfin tuna				
	めかじき Sword fish				
	にしまかじき White marlin				
	にしくろかじき Atlantic blue marlin				
	その他 Others				
		(内 鯨ヒレ鯨魚 体鯨魚体 鯨魚体ヒレ付 (including shark fin, shark body, shark with fin)			
		(鯨漁獲期間 ~) (Fishing period of shark)			
転載港: Port of transshipment					
運搬船名: Name of carrier vessel					
信号符字: International RCS					
転載海域: Area of transshipment					
地域漁業管理機関登録番号: Record Number					
陸揚予定年月日: Scheduled date of domestic landing					
陸揚予定港: Scheduled domestic port of landing					
備考: Remarks					
(みなまぐろを転載する場合のみ)					
CCSBT登録番号: Carrier vessel registration number					
運搬船籍: Flag of carrier vessel					

【記入上の注意】

(別添5)

1. 漁獲物等を国外陸揚げ又は転載する場合、当該国外陸揚げ又は転載を行う予定日の10日前までに報告すること。
2. 転載を行う場合は、「国外の港内」・「洋上」のいずれかに○印を付けること。
3. 回数欄には新たに許可を受けた時点を起点として、当該国外陸揚げ又は転載回数を記入すること。転載回数については、港内・洋上別に記載すること。
4. 転載する漁獲物等は、製品形態(例えばGG、DR)とともに、漁獲海域ごとの転載数量を記載すること。また、1つの魚種において、複数の製品形態の転載を行う場合には、製品形態ごとに数量を記載すること。転載する漁獲物の漁獲海域は、大西洋(ICCAT)、インド洋(IOTC)、東部太平洋(IATTC)、中西部太平洋(WCPFC)、排他的経済水域(国名):EEZと記載すること。ただし、IATTC条約海域とWCPFC条約海域の重複海域(以下「重複海域」という。)の漁獲物は、WCPFC又はIATTCの漁獲物に含めずに「重複海域」と記載して別書きすること。
5. 洋上転載の場合は、転載港の欄に「洋上」と記載すること。
6. 洋上転載の場合は、転載海域の欄に大西洋:Atlantic Ocean、インド洋:Indian Ocean、東部太平洋:East Pacific Ocean、中西部太平洋:West and Central Pacific Oceanと記載し、おおよその緯度及び経度を記入すること。
7. 重複海域において、漁獲物の転載を行う場合は、WCPFCとIATTCの記録番号を併記すること。また、転載海域欄には、海域名を2段書きで併記するとともに、おおよその緯度及び経度を記入すること。
8. 本報告内容に変更又は陸揚げ等の中止が生じた際には、備考欄に変更又は中止の旨を明記し、速やかに報告すること。
9. 次の場合、報告書を全て英語で記載すること。当該報告は、水産庁清水事務所で署名の上返送するので、押印済の報告書を漁船に転送し船内に備え付けること。

(1)大西洋の指定された港内でくろまぐろを転載する場合

(2)大西洋、インド洋、東部太平洋又は中西部太平洋の洋上で漁獲物を転載する場合

WCPFC TRANSSHIPMENT DECLARATION

Carrier vessel
Name of vessel and radio call sign
Country Flag
Flag State authorization number
National Register Number
WCPFC Identification Number (WIN)

Fishing vessel (Gear: Longline)
Name of the vessel and radio call sign
Country Flag
Flag State authorization number
National Register Number
WCPFC Identification Number (WIN)

Day Month Hour Year 2 0
Departure to from
Return to
Transshipment

Agent's name: Signature:
Master's name of FV: Signature:
Master's name of Carrier: Signature:
WCPFC ROP Observer Name(***):

LOCATION OF TRANSHIPMENT High Seas / within a EEZ() / Port / outside the convention area (Please circle one)

Latitude Longitude
Port name TOTAL WEGHIT IN KILOGRAMS 0

QUANTITY OF PRODUCT TO BE TRANSHIPPED

Table with columns: Species (*), Geographic location (**), State of Fish (fresh or frozen), Type of Product, Total, Species, IOTC, IATTC, ICCAT, WCPFC. Includes a section for 'QUANTITY OF PRODUCT ALREADY ON BOARD THE RECEIVING VESSEL (Tonnage)'.

Indicate the weight in kilograms or the unit used (e.g. box, basket) and the landed weight in kilograms of this unit: | kilograms
(*). Including not tuna species, (**) High Seas or [...] s EEZ or Port or outside the convention area (listed separately), (***) if transshipment is effected at sea in the convention area
(注) 1. WCPFC条約海域とIATTC条約海域(以下、「重積海域」)の漁獲物は、WCPFC公海分に含むこととし、IATTC公海分には含まないものとする。
2. 重積海域での岸上転載荷を除き、WCPFCのROPサブオーダーのサイン欄には必要ない。

IATTC TRANSSHIPMENT DECLARATION

Carrier Vessel Name of the Vessel and Radio Call Sign: Flag: Flag CPC license number: Register Number, if available: IATTC Register Number, if available:	Fishing vessel Name of the Vessel and Radio Call Sign: Flag: Flag CPC license number: Register Number, if available: IATTC Register Number, if available:
---	---

Day _____ Month _____ Hour _____ Year _____ Agent's name _____ Master name of LSTV _____ Master's name of carrier _____

Signature _____ Signature _____ Signature _____

Departure _____ from _____

Return _____ to _____

Transshipment _____

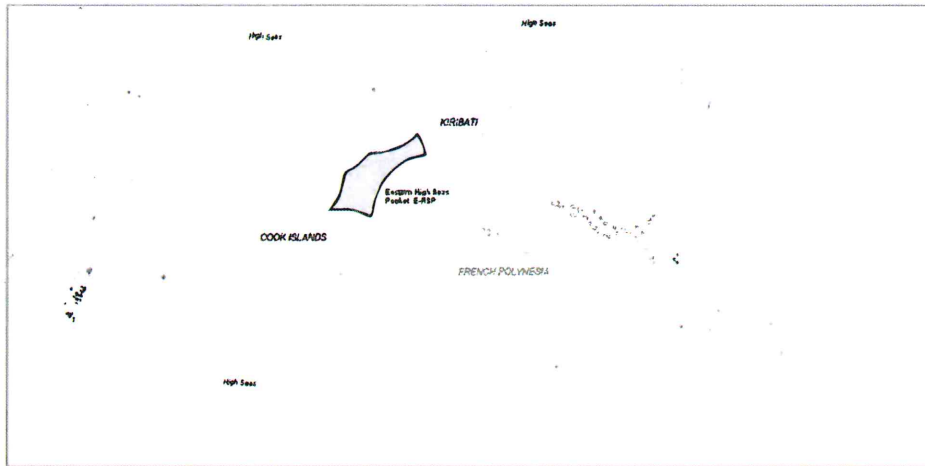
Indicate the weight in kilograms or the unit (e.g. box, basket) and the lauded weight in kilograms of this unit _____ kilograms LOCATION OF TRANSSHIPMENT

Species	Port		Sea		Type of product			
					Whole	Ground	Headed	Filleted

If transshipment effected at sea. IATTC observer signature:

WCPFC13 Summary Report Attachment K

Attachment B: Eastern High Seas Pocket



東側ポケット公海境界座標

(2011年6月20日付けでWCPFC事務局より公表)

経度	緯度	経度(続き)	緯度(続き)
-155.495308	-11.375548	-158.495677	-12.723884
-155.498321	-11.391248	-158.424306	-12.639442
-155.375667	-11.665200	-158.333838	-12.548261
-155.144789	-12.031226	-158.285300	-12.455630
-155.087069	-12.286791	-158.071642	-12.438160
-155.011312	-12.527927	-157.890900	-12.423760
-154.988916	-12.541928	-157.747379	-12.436771
-155.011131	-12.528155	-157.631174	-12.428707
-155.440500	-12.588230	-157.481100	-12.396780
-155.839800	-12.704500	-157.229515	-12.356368
-156.339600	-12.960240	-157.039477	-12.306157
-156.748000	-13.269710	-156.868471	-12.243143
-157.080500	-13.578450	-156.665366	-12.174288
-157.427700	-13.995670	-156.495214	-12.106995
-157.643400	-14.376970	-156.364900	-12.017690
-157.798600	-14.737520	-156.251130	-11.967768
-157.913100	-15.117090	-156.113903	-11.894359
-157.962000	-15.466050	-156.012144	-11.844092
-158.039622	-15.653761	-155.895851	-11.761728
-158.122829	-15.877123	-155.774150	-11.663550
-158.127739	-15.869203	-155.688884	-11.572012
-158.231024	-15.803568	-155.593209	-11.478779
-158.369550	-15.745447	-155.495308	-11.375548
-158.496828	-15.694033		
-158.661362	-15.634953		
-158.821586	-15.583395		
-159.026918	-15.539192		
-159.190663	-15.503491		
-159.372631	-15.472738		
-159.548569	-15.453715		
-159.736692	-15.448871		
-159.903160	-15.449959		
-160.083542	-15.463548		
-160.226654	-15.480612		
-160.365423	-15.495182		
-160.451319	-15.514117		
-160.406016	-15.448192		
-160.316351	-15.338878		
-160.217964	-15.213622		
-160.156932	-15.110787		
-160.074995	-14.978629		
-160.011413	-14.890788		
-159.926847	-14.750107		
-159.877870	-14.621808		
-159.796530	-14.407807		
-159.759680	-14.275899		
-159.711458	-14.113648		
-159.682425	-13.985750		
-159.655144	-13.863674		
-159.621745	-13.726376		
-159.619708	-13.634445		
-159.616001	-13.561895		
-159.614094	-13.509574		
-159.561966	-13.476838		
-159.464666	-13.417237		
-159.323121	-13.349332		
-159.212807	-13.287211		
-159.104174	-13.209011		
-158.983445	-13.143509		
-158.882253	-13.049931		
-158.744371	-12.946460		
-158.649624	-12.872332		
-158.560938	-12.795621		

国内陸揚げ予定報告書(変更届)

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在(住所)

名称(氏名)

電話番号

1 漁 船 名		[記入上の留意点]
2 許 可 番 号		(1) 漁獲物等を国内陸揚げする場合、陸揚げを行う予定日の10日前までに報告すること。
3 漁 船 登 録 番 号		
4 漁獲物等の搬入形態		独 航 船 ・ コ ン テ ナ 運搬船 () (2) 本報告内容に変更を生じた際には、速やかに報告すること。
5 転 載 の 回 数		港内() : 洋上()
6 今回陸揚げ分の操業状況(操業期間及び海域)		(3) 「4 漁獲物等の搬入形態」欄については、該当するものを○で囲むとともに、運搬船の場合は、括弧内に船名を記入すること。
7 漁獲物等の今回陸揚げ予定量等(単位:トン)		(4) 「5 転載の回数」欄については、コンテナ又は運搬船で搬入する場合に、今回陸揚げ分の転載回数を括弧内に記入すること。
くろまぐろ	大 西 洋(西)	()
	大 西 洋(東)	()
	太 平 洋	()
みなみまぐろ	全 海 域	()
め ば ち	大 西 洋	()
	太 平 洋	()
	イ ン ド 洋	()
き は だ	大 西 洋	()
	太 平 洋	()
	イ ン ド 洋	()
め か じ き	大 西 洋(北)	()
	大 西 洋(南)	()
	太 平 洋	()
	イ ン ド 洋	()
にしまかじき	大 西 洋	()
にしくろかじき	大 西 洋	()
そ の 他	大 西 洋	()
	太 平 洋	()
	イ ン ド 洋	()
	その他のうち鯨鯨 kg・鯨魚体 トン 鯨鯨漁獲期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
合 計		()
8 陸 揚 げ 予 定 日		月 日 (午前・午後)
9 陸 揚 げ 予 定 港		港
10 コ ン テ ナ 開 封 場 所		
備 考		

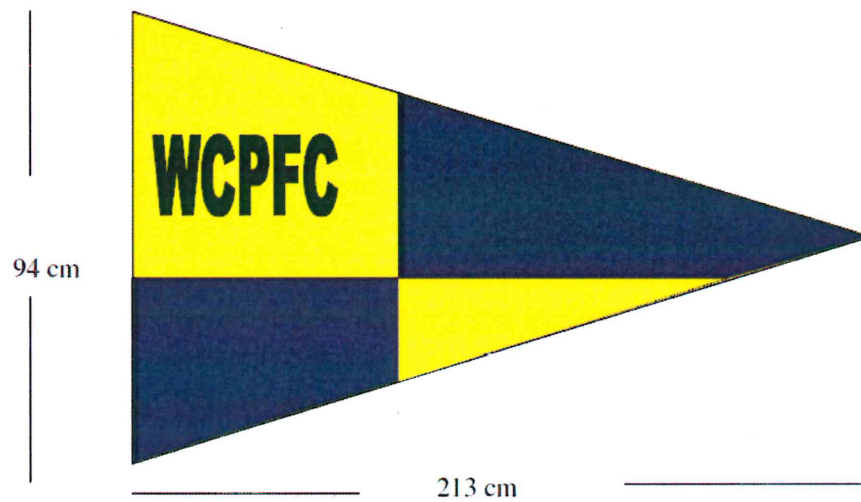
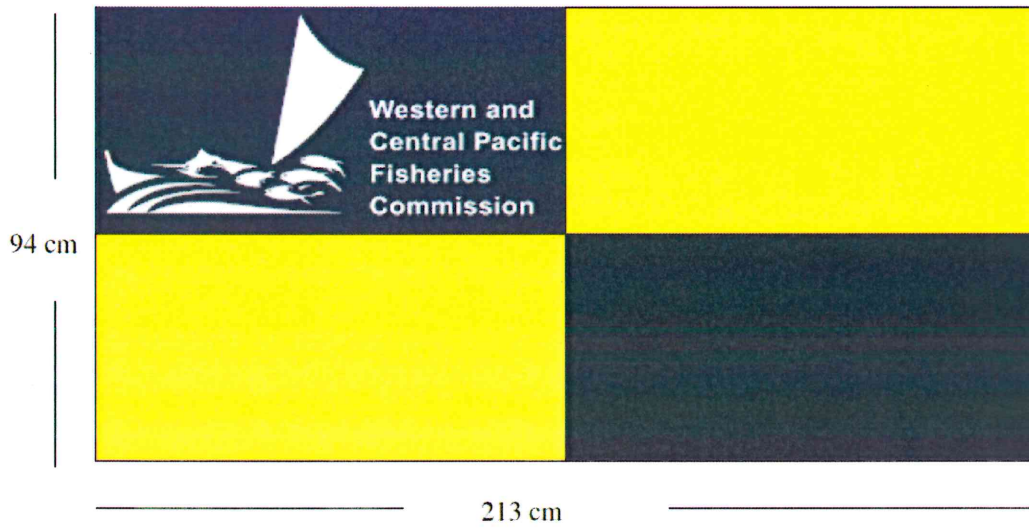
(5) 「7 漁獲物等の今回陸揚げ予定量等」欄については、製品重量で記入すること。
なお、外国の現地法人に貸し渡された期間中に漁獲したものについては、括弧内に外数で記入すること。

(6) 大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを陸揚げする場合、以下に今回陸揚げ本数及びタグNo.を記入すること。
今回陸揚げ本数 タグNo. ~
うち欠番

(7) コンテナで搬入する場合、「10 コンテナ開封場所」欄に記入するとともに、以下にコンテナNo.を記入すること。
(記入例: ABCD1234567)
コンテナNo.

WCPFC取締旗

WCPFC INSPECTION FLAG AND PENNANT



※ ペナント(三角旗)については、最小サイズが44cm×66cmでも可となっています。

「重大な違反」について

WCPFC保存管理措置 2006-08「WCPFC乗船検査手続」の第37段落に規定により、「重大な違反」は以下のとおり定義されている。

- 37 本手続の適用上、「重大な違反」とは、条約の規定又は委員階が採択した保存管理措置に関する以下の違反をいう。
- a. 条約第24条に基づき旗国により発効された免許、許可又は承認なしで漁獲を行うこと。
 - b. 委員会の報告要求に合致した漁獲量及び漁獲量に関連するデータの十分な記録を保持しないこと又はそれらの漁獲量・漁獲関連データについて重大な誤りのある報告を行うこと。
 - c. 禁漁区域において漁獲を行うこと。
 - d. 禁漁期において漁獲を行うこと。
 - e. 委員会が採択した保存管理措置に反して、意図的に採捕し又は保持すること。
 - f. 条約に基づき実施される漁獲制限又は漁獲枠を大幅に違反すること。
 - g. 禁止されている漁具を使用すること。
 - h. 漁船の標識、識別又は登録を偽造し、又は故意に隠ぺいすること。
 - i. 違反の調査に関連する証拠を隠ぺい、改ざん又は処分すること。
 - j. 委員会が実施する保存管理措置の重大な軽視となるような複数の違反を行うこと。
 - k. 第26段落及び第27段落に規定する理由（※）以外の理由により、乗船検査の受入れを拒否すること。
 - l. 承認検査官に対し、暴行、脅迫、威嚇、性的嫌がらせ、干渉又は不当な妨害や遅延を行うこと。
 - m. VMSを意図的に壊し、又は使用不能にすること。
 - n. その他委員会が決定し、本手続の改正版に含まれ回章される違反。

※「第26段落及び第27段落に規定する理由」は以下のとおり。

26 漁船の船長が、承認検査官による本手続に基づく乗船検査を拒否する場合、当該船長は、拒否の理由を説明しなければならない。取締船の当局は直ちに漁船の当局及びWCPFC委員会に対し、船長の検査拒否及びその理由について通知する。

27 海上における安全に関する一般的に認められた国際的な規則、手続及び観光に従って乗船検査を遅らせる必要がある場合を除き、漁船の当局は、船長に対し乗船検査を受け入れるよう指示する。当該船長がそのような指示に従わない場合には、当局は、当該漁船の漁業許可を停止し、直ちに帰港するよう命ずる。当局は、このような状況において講じた措置を取締船当局及びWCPFC委員会に通報する。

STANDARDIZED MULTI-LANGUAGE QUESTIONNAIRE

多言語標準質問票

BOARDING QUESTIONS

乗船前の質問

1. _____(a)_____ VESSEL____(b)_____ THIS IS THE _____(c)_____
CALLING YOU ON CHANNEL 16 VHF-FM /2182khz(HF) ----OVER.

1. (a) の (b)、こちらは (c) で、VHF-FM の 16 チャンネル/2182KHZ(HF)を通じて呼びか
けています。

(a) FISHING, CARRIER, or BUNKER

(a) 漁船、運搬船、燃料船

(b) FISHING, CARRIER, or BUNKER VESSEL'S NAME

(b) 漁船名、運搬船名、燃料船名

(c) PATROL VESSEL (United States Coast Guard Cutter, Her Majesty's Australian Ship,
etc.)

(c) 取締船 (米国沿岸警備艇, 豪州政府船舶等)

2. REQUEST YOU SWITCH YOUR COMMUNICATIONS TO CHANNEL _____.

2. 通信機器のチャンネルを _____ に切り替えてください。

3. FISHING VESSEL (NAME), THIS IS PATROL VESSEL (NAME) --- WE ARE HERE ON
BEHALF OF THE WESTERN AND CENTRAL PACIFIC FISHERIES COMMISSION AND
ARE AUTHORIZED TO ENSURE YOU ARE COMPLYING WITH ALL APPLICABLE
CONSERVATION AND MANAGEMENT MEASURES. WE INTEND TO BOARD AND
INSPECT YOUR VESSEL. PRIOR TO OUR BOARDING OF YOUR VESSEL, WE NEED
TO ASK YOU A FEW QUESTIONS.

3.(船名)、こちらは(取締船名)です。我々は中西部太平洋まぐろ類委員会(以下、WCPFC)を代表してこの場におり、あなた方がすべての適用される保存管理措置を遵守しているか確認を行う権限を与えられています。これからそちらに乗船し、検査を行います。乗船に先立ち、数点質問させていただきます。

4. IS YOUR VESSEL REGISTERED WITH THE WESTERN AND CENTRAL PACIFIC FISHERIES COMMISSION?

4. あなたの船は WCPFC に登録されていますか？

5. UNDER WHICH COUNTRY'S FLAG ARE YOU REGISTERED?

5. あなたの船は、どの旗国のもとで登録されていますか？

6. WHAT IS YOUR INTERNATIONAL RADIO CALL SIGN?

6. あなたの船の国際信号符字は何ですか？

7. WHAT IS YOUR HOMEPORT?

7. 母港はどこですか？

8. HOW MUCH _____(a-c)_____ DO YOU HAVE ONBOARD? IF FISH, WHAT TYPE?

8. どのくらいの (a-c) を所持していますか？魚の場合、魚種は何ですか？

a. FISH (Fishing Vessel)

a. 魚 (漁船の場合)

b. FISH and/or SUPPLIES (Carrier Vessel)

b. 魚・物資 (運搬船の場合)

c. FUEL (Bunker Vessel)

c. 燃料 (燃料船の場合)

9. WHAT WAS YOUR LAST PORT OF CALL?

9. 最近寄港した港はどこですか？

10. WHAT IS YOUR NEXT PORT OF CALL?

10. 次に寄港する港はどこですか？

11. WHAT IS THE NAME AND NATIONALITY OF YOUR MASTER?

11. 船長の名前と国籍は何ですか？

12. HOW MANY CREW DO YOU HAVE ONBOARD AND WHAT ARE THEIR NATIONALITIES?

12. 乗組員は何名いますか？また、彼 / 彼女らの国籍は何ですか？

13. DO YOU HAVE ANY WEAPONS ONBOARD? IF SO, WHERE ARE THEY LOCATED?

13. 武器は所持していますか？所持している場合、どこに置いていますか？

14. DO YOU HAVE A FISHERY OBSERVER ONBOARD? IF SO, WHAT IS THE OBSERVER'S NAME AND NATIONALITY?

14. 漁業オブザーバーは乗船していますか？乗船している場合、オブザーバーの名前と国籍は何ですか？

15. WE WILL BE SENDING OVER A BOARDING PARTY IN (FIVE / FIFTEEN / THIRTY)

MINUTES; PLEASE ASSIST THEM IN GETTING ONBOARD AND BY COMPLYING WITH ALL OF THEIR INSTRUCTIONS.

15. (5/15/30) 分後に乗船団を派遣するので、彼 / 彼女らの乗船を手助けすると共に、彼 / 彼女らの全ての指示に従ってください。

16. TO ASSIST OUR BOARDING PARTY IN BOARDING YOUR VESSEL, WE REQUEST YOU _____ (a-e) _____.

16. 乗船団の乗船を手助けするために、(a - e)。

a. STOP YOUR VESSEL

a. 停船してください

b. SLOW YOUR VESSEL

b. 船の速度を落としてください

c. CONTINUE ON YOUR PRESENT COURSE AND SPEED

c. 現在の進行方向と速度を保ってください

d. TURN TO (PORT / STARBOARD)

d. 左舷 / 右舷にかじを切ってください

e. LOWER A LADDER ON THE (PORT / STARBOARD) SIDE

e. 左舷側 / 右舷側に梯子をおろしてください

17. TO CONDUCT THIS INSPECTION IN A TIMELY MANNER, PLEASE MAKE AVAILABLE TO OUR BOARDING OFFICER ALL OF YOUR VESSEL'S DOCUMENTS, INCLUDING YOUR CATCH LOGS AND REPORTS.

17. 検査を速やかに行うために、操業日誌、操業報告を含む全ての文書を乗船員が見られるようにしてください。

INITIAL BOARDING QUESTIONS

乗船後の質問

1. GOOD (MORNING / AFTERNOON / EVENING), ARE YOU THE MASTER OF THE VESSEL?

1. (おはようございます / こんにちは / こんばんは) あなたが船長ですか？

2. I AM HERE TO INSPECT YOUR VESSEL FOR COMPLIANCE WITH MEASURES ADOPTED BY THE WESTERN AND CENTRAL PACIFIC FISHERIES COMMISSION.

2. 私は、あなたの船が WCPFC で採択された保存管理措置を遵守しているか検査するために来ました。

3. DO YOU UNDERSTAND?

3. 理解できますか？

4. IS THERE ANYONE HERE WHO SPEAKS _____ (a-f) _____

4. (a - f) を話す方はいますか？

(a) ENGLISH

(a)英語

(b) JAPANESE

(b)日本語

(c) KOREAN

(c)韓国語

(d) CHINESE

(d)中国語

(e) FRENCH

(e)フランス語

(f) SPANISH

(f)スペイン語

5. I DO NOT HAVE ANYONE ONBOARD WHO CAN SPEAK YOUR LANGUAGE.

5. その言語を話す乗組員はいません。

6. I AM USING BILINGUAL LANGUAGE CARDS. PLEASE ANSWER MY QUESTIONS SIMPLY AND SLOWLY, USING YES AND NO WHENEVER POSSIBLE.

6. 二言語併用のカードを使用します。可能な場合には、はい又はいいえで簡単にゆっくり私の質問に答えてください。

7. THESE PEOPLE WILL ASSIST ME IN MY INSPECTION.

7. こちらの方々は私の検査の補助をしてくれます。

8. PLEASE MUSTER YOUR CREW ON THE (FANTAIL / BOW / OPEN DECK).

8. 乗組員を(船尾 / 船首 / デッキ)に集めてください。

9. PLEASE INDICATE WHERE YOU KEEP YOUR WEAPONS ONBOARD.

9. どこに武器を所持しているか教えてください。

10. THIS IS A COPY OF THE TEXT OF THE WESTERN AND CENTRAL PACIFIC FISHERIES CONVENTION WHICH PROVIDES ME THE AUTHORITY TO BOARD

YOUR VESSEL AND CONDUCT THIS INSPECTION.

10. これが、私に乗船検査を行う権限を与える WCPFC 文書の写しです。

11. PLEASE REVIEW THIS DOCUMENT AND LET ME KNOW IF YOU HAVE ANY QUESTIONS.

11. この文書を確認し、質問があったらおっしゃってください。

12. THIS IS A COPY OF THE RELEVANT COMMISSION CONSERVATION AND MANAGEMENT MEASURES WHICH APPLY TO YOUR VESSEL.

12. これが、あなたの船に適用される関連保存管理措置の写しです。

13. WHEN WERE YOU INSPECTED LAST? WHO INSPECTED YOU?

13. 最近検査を受けたのはいつですか？誰が検査を行いましたか？

14. I INTEND TO INSPECT YOUR VESSEL TO ENSURE YOUR COMPLIANCE WITH THESE CONSERVATION AND MANAGEMENT MEASURES.

14. これらの保存管理措置の遵守状況を確認するために、これから船の検査を行います。

15. PLEASE SHOW ME

15. 以下のものを見せてください。

(a) YOUR VESSEL'S DOCUMENTS

(a)船舶文書

(b) YOUR CURRENT PERMITS

(b)有効な許可証

(c) YOUR CATCH LOGS

(c) 操業日誌

(d) YOUR PLOTTING CHARTS

(d) 航跡図

16. YOUR DOCUMENTS AND RECORDS INDICATE YOU ARE IN COMPLETE COMPLIANCE WITH ALL COMMISSION CONSERVATION AND MANAGEMENT MEASURES.

16. 文書と記録によって、あなたがすべての保存管理措置を完全に遵守していることが示されました。

17. YOUR DOCUMENTS AND RECORDS INDICATE YOU ARE NOT IN COMPLETE COMPLIANCE WITH ALL CONSERVATION AND MANAGEMENT MEASURES.

17. 文書と記録によって、あなたがすべての保存管理措置を完全には遵守していないことが示されました。

18. THIS IS THE SPECIFIC CONSERVATION AND MANAGEMENT MEASURE BY WHICH YOU ARE NOT IN COMPLIANCE.

18. これが、あなたが遵守していない保存管理措置です。

19. THIS (IS / IS NOT) CONSIDERED BY THE COMMISSION TO BE A SERIOUS VIOLATION.

19. これは、委員会によって重大な違反とされて(います / いません)。

20. I AM SEIZING THIS ITEM FOR EVIDENCE.

20. この物品を証拠のために押収します。

21. I AM PHOTOGRAPHING THIS ITEM TO DOCUMENT THE VIOLATION.

21. 違反を記録するために、この物品の写真を撮ります。

22. I WILL USE THIS BOARDING REPORT TO DOCUMENT MY INSPECTION OF YOUR VESSEL.

22. あなたの船への検査を記録するために、この乗船報告を使用します。

23. THIS BOARDING REPORT INDICATES YOU (ARE / ARE NOT) IN COMPLIANCE WITH ALL COMMISSION CONSERVATION AND MANAGEMENT MEASURES.

23. この乗船報告書は、あなたが保存管理措置を遵守(している / していない)ことを示しています。

24. THIS IS YOUR COPY OF THE BOARDING REPORT.

24. これが乗船報告書の写しです。

25. A COPY OF THIS BOARDING REPORT WILL BE PROVIDED TO THE FISHERIES ENFORCEMENT AUTHORITIES OF YOUR COUNTRY (FOR FURTHER ACTION).

25. この乗船報告書の写しは、(さらなる措置のために)あなたの国の取締当局へ提供されます。

26. THANK YOU FOR YOUR ASSISTANCE ON THIS BOARDING.

26. 乗船へのご協力ありがとうございました。

27. I HAVE COMPLETED THE INSPECTION OF YOUR VESSEL.

27. あなたの船の検査は終了いたしました。

28. WE ARE DEPARTING YOUR VESSEL AT THIS TIME.

28. これをもって、あなたの船から下船いたします。

公海乗船検査報告書

1 漁船名:

2 許可番号:

3 信号符字:

4 登録番号:

5 報告責任者:

6 会社名:

7 検査の日時: 令和 年 月 日

8 検査の位置: 北緯 度 分 東経 度 分

9 取締船名:

10 取締船の国籍:

11 検査官:

12 検査内容、指摘事項等

(違反を指摘された場合)

指摘内容

指摘内容に対する回答、事実関係等

※ 検査終了後、検査官から仮報告書が手交されるので、この報告書とともに速やかに水産庁に報告して下さい。

WCPFCオブザーバーの保護に関する保存管理措置への対応について

1. 保存管理措置の適用の範囲について

当該保存管理措置は、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）地域オブザーバー計画の下で操業する漁船の航海に搭乗するWCPFC地域オブザーバー計画のオブザーバー（以下「オブザーバー」という。）に適用される。

2. オブザーバーが死亡、行方不明又は船外に転落したと推定される場合に漁船が講じる対応について

(1) オブザーバーが死亡した場合

- ① 直ちに全ての操業を中止し、水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業班（以下「かつお・まぐろ漁業班」という。）に通報すること。
- ② 証拠となり得るもの及びオブザーバーの私物や部屋を保管すること。また、船員法施行規則第4条の条件を満たす場合を除き、検視及び捜査のために遺体を良好な状態で保管すること。

(2) オブザーバーが行方不明又は船外に転落したと推定される場合

- ① 直ちに全ての操業を中止し、かつお・まぐろ漁業班に通報すること。
- ② 船舶に航行安全上の急迫した危険がある場合を除き、直ちに捜索及び救命活動を開始し、少なくとも72時間捜索すること。ただし、船舶に航行安全上の急迫した危険がある場合、当該オブザーバーが72時間より前に発見された場合又はかつお・まぐろ漁業班より捜索の継続を指示された場合は、この限りでない。なお、72時間以前に捜索及び救命活動を終了する場合は、かつお・まぐろ漁業班と協議すること。
- ③ 直ちに全ての利用可能な通信手段を使用して近傍の他船に注意喚起すること。また、捜索及び救助活動へ十分に協力すること。
- ④ 捜索が成功するか否かに関わらず、オブザーバーの派遣元（以下「オブザーバープロバイダ」という。）と合意があった場合は、船舶を最寄りの港に寄港させること。

- ⑤ 事故報告書を作成し、かつお・まぐろ漁業班及びオブザーバープロバイダへ提出すること。
- ⑥ 証拠となり得るもの及びオブザーバーの私物や部屋を保管すること。

3. オブザーバーが健康又は安全を脅かす重傷又は障害を患った場合に漁船が講じる対応について

- ① 直ちに全ての操業を中止し、かつお・まぐろ漁業班に通報すること。
- ② オブザーバーを看護するための全ての合理的な措置を実施すること。また、当該船舶上で利用可能な医療を提供すること。
- ③ かつお・まぐろ漁業班から指示があった場合は、可能な限り迅速にオブザーバーを下船させ、必要な看護を提供するための設備が整った医療機関へ搬送する手助けをすること。

4. オブザーバーが暴行、威嚇、脅迫又は嫌がらせを受け、健康又は安全が脅かされているとの合理的な根拠がある場合に漁船が講じる対応

(1) オブザーバー又はオブザーバープロバイダが、かつお・まぐろ漁業班に対し、当該オブザーバーが下船することを希望していると明示してきた場合

- ① 直ちにオブザーバーの安全を確保するとともに、解決するための措置を講じること。
- ② 可能な限り迅速に、かつお・まぐろ漁業班及びオブザーバープロバイダに状況を通報すること（オブザーバーの状態及び位置を含む。）。
- ③ かつお・まぐろ漁業班から指示があった場合は、指示された方法及び場所において、オブザーバーを下船させること。

(2) オブザーバー又はオブザーバープロバイダが、当該オブザーバーが下船することを希望しない場合

- ① 直ちにオブザーバーの安全を確保するとともに、解決するための措置を講じること（オブザーバーの下船を含む。）。
- ② 可能な限り迅速に、かつお・まぐろ漁業班及びオブザーバープロバイダに状況を通報すること（オブザーバーの状態及び位置を含む。）。

5. 公的捜査等への協力について

- ① 上記2から4について、全ての公的捜査に十分協力するとともに、外地入港時においては、入港国の検査に協力すること。
- ② 上記2(1)、3及び4について、要請に応じ、事故報告書を作成し、かつお・まぐろ漁業班及びオブザーバープロバイダへ提出すること。

6. 通報・報告先

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業班

住 所：〒100-8907

東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号

電話番号：03-6744-2364

FAX 番号：03-3591-5824

電子メール：houkoku.katsuomaguro@maff.go.jp

(参考)

○船員法施行規則（昭和22年9月1日運輸省令第23号）

（水葬）

第四条 船長は、次のすべての条件を備えなければ死体を水葬に付することができない。

- 一 船舶が公海にあること。
- 二 死亡後二十四時間を経過したこと。ただし、伝染病によつて死亡したときは、この限りでない。
- 三 衛生上死体を船内に保存することができないこと。ただし、船舶が死体を載せて入港することを禁止された港に入港しようとするときその他正当の事由があるときは、この限りでない。
- 四 医師の乗り組む船舶にあつては、医師が死亡診断書を作成したこと。
- 五 伝染病によつて死亡したときは、十分な消毒を行つたこと。